

令和 7 年 度

学 生 便 覧

2 0 2 5



静 岡 大 学 農 学 部

静岡大学大学院総合科学技術研究科 農学専攻

目 次

学 部

1. 静岡大学農学部・大学院総合科学技術研究科農学専攻の沿革	3
2. 農学部の3つの方針（ポリシー）	4
3. 農学部の概要	7
4. 静岡大学農学部規則	11
5. 学科（コース）別専門科目表	17
6. 全学教育科目表	28
7. 特別教育プログラムの履修について	36
8. 数理・データサイエンス・AI教育プログラムについて	37
9. 学士・修士一貫教育特別コースについて	37
10. 研究室分属と卒業研究の履修について	38
11. 教育職員免許状・各種資格の取得について	39
12. 静岡大学農学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せ	50
13. 教務について	52
14. 学生生活及び厚生指導について	56
15. 農学部諸施設について	61
16. 学内における交通規制等について	62
17. 留学について	62
18. 国立大学法人静岡大学学則	63
19. 静岡大学学位規程	78
20. 静岡大学学部共通細則	83
21. 静岡大学単位認定等に関する規程	86
22. 静岡大学における成績評価に関するガイドライン	88
23. 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程	89
24. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	91
25. 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程	93
26. 静岡大学外国人学生規程	95
27. 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則	97
28. 静岡大学学士課程及び大学院修士課程等の成績優秀者に対する授業料免除に関する 要項	104
29. 静岡大学学生表彰規程	106
30. 静岡大学学生懲戒規程	107
31. 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則	112

32. 静岡大学研究生規程	114
33. 静岡大学科目等履修生規程	115
34. 静岡大学聴講生規程	116
35. 静岡大学特別聴講学生規程	117
36. 静岡大学短期交流特別学部学生規程	118

大 学 院

1. 総合科学技術研究科の3つの方針（ポリシー）	121
2. 農学専攻の3つの方針（ポリシー）	122
3. 静岡大学大学院規則	125
4. 静岡大学大学院総合科学技術研究科規則	142
5. 年次別開講農学専攻授業科目表	148
6. カーボンニュートラル推進人材育成プログラム	164
7. 副専攻プログラムの履修について	167
8. 成績評価について	178
9. 修士論文の審査及び最終試験実施日程表	178
10. 修士論文の審査と取扱いに関する申し合わせ	179
11. 教育職員免許状（高等学校専修）の取得について	181
12. 大学院生の学部授業の受講に関する申合せ	182
13. 静岡大学大学院特別研究学生規程	184
14. 静岡大学大学院特別研究派遣学生規程	186

農学部教員名簿	188
静岡大学農学部配置図	193
静岡大学農学部建物平面図	折込み
（参考掲載）	
規則別表（農学部・大学院総合科学技術研究科農学専攻）	巻末

※本誌に掲載されている規則等は随時改正される場合があります。
最新の規則等は静岡大学ホームページで確認してください。

1. 静岡大学農学部・大学院総合科学技術研究科農学専攻の沿革

静岡大学農学部は専門学校令により、昭和22年4月静岡県磐田市に、学生定員農科40名及び林科30名をもつ静岡県立農林専門学校として発足し、同25年に学校教育制度の改革により、県立農科大学に昇格し、翌26年に国立に移管されて静岡大学農学部となった。

昭和28年に農芸化学科が、同41年に林産学科が、さらに引き続いて、翌42年に園芸学科が増設され、農学科・園芸学科・林学科・林産学科及び農芸化学科の5学科から成る学生定員150名の農学部に発展した。

昭和45年に、大学院農学研究科修士課程農学専攻・林産学専攻及び農芸化学専攻が設置され、続いて翌46年に園芸学専攻及び林学専攻が増設された。昭和48年4月学部の将来の発展を考え、現在地の静岡市大谷に移転した。そして、平成元年4月に従来の5学科・25講座を改め、3学科（生物生産科学科・森林資源科学科・応用生物化学科）・9大講座に改組された。

平成3年に、中部地区の静岡大学、信州大学及び岐阜大学が連携協力して、大学院連合農学研究科後期3年博士課程（基幹大学：岐阜大学）が設置された。

平成8年4月に人間環境科学科が増設され、4学科（人間環境科学科・生物生産科学科・森林資源科学科・応用生物化学科）・8大講座に改組された。平成12年4月、大学院農学研究科修士課程にも人間環境科学専攻が増設された。

平成14年4月に、農場、演習林、乾燥地農業実験実習施設及び魚類餌料実験実習施設の4つの附属施設が統合され、地域フィールド科学教育研究センターが設置された。

平成18年4月に共生バイオサイエンス学科、応用生物化学科、環境森林科学科の3学科・5大講座から成る組織へ再編された。また同年、創造科学技術大学院（博士課程）が設置された。

平成20年4月には、大学院農学研究科修士課程も、共生バイオサイエンス専攻、応用生物化学専攻、環境森林科学専攻の3専攻に再編された。平成23年4月に共生バイオサイエンス専攻に農業ビジネス起業人育成コースが置かれ、平成25年4月には各専攻にグローバル農学人材育成コースが設置された。

平成25年4月に教員はこれまでの農学部配置から大学院農学研究科配置に変更となり、平成27年4月には、学術院農学領域および融合グローバル領域配置に変更となった。平成27年4月に大学院工学、情報学、理学、農学研究科が統合されて大学院総合科学技術研究科に改組され、農学研究科は農学専攻となった。平成27年10月には農学部内にABP留学生コースが設置された。

平成28年4月には学生定員35名増に伴い、生物資源科学科、応用生命科学科の2学科から成る学生定員185名の組織へ再編され、生物資源科学科には植物バイオサイエンスコース、木質科学コース、地域生態環境科学コース、農食コミュニティデザインコースの4コースとともに、学部横断学位プログラムである地域創造学環のコースも併設された。

平成29年4月には、大学院総合科学技術研究科農学専攻環境森林科学コースの中に山岳科学教育プログラムを開設した。

令和2年4月には、大学院総合科学技術研究科農学専攻が生物資源科学コース、応用生命科学コースの2コースへ再編された。

令和5年4月には学生定員10名減に伴い、生物資源科学科105名、応用生命科学科70名の組織となり、生物資源科学科は、バイオサイエンスコースと環境サイエンスコースの2コース制に再編された。

2. 農学部の方針（ポリシー）

農学部のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

農学部は、人間社会と直結したフィールド科学と基礎科学を修得し、農学の幅広い専門分野を俯瞰でき、かつ、相応の専門性を有するとともに人間と自然の共存する循環型社会の構築を目指し、地域活性化への貢献とグローバル社会に適応できる総合力を備えた人材の育成を教育目標としており、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学士（農学）の学位授与の条件とする。

1. 農学の学問領域にかかわる学識と教養を広く身につけている。
2. 食料生産、環境、生物資源の高度利用など、地球規模の諸問題を理解し、その解決に向けて各学科の専門的な立場から科学的かつ総合的な発想ができる。
3. 地域社会における諸課題に対して関心を強く持ち、その解決に向けて自主的かつ継続的に取り組み、地域活性化に貢献する十分な資質を有している。
4. 地域および国際社会で必要とされるコミュニケーション能力を有し、リーダーシップを発揮し活躍できる。

農学部のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

農学部は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

【教育課程の編成の方針】

農学の学問領域にかかわる学識と教養を広く身につけ、地域および国際社会で活躍できる人材を育成するために、基礎的教育の科目群を起点として高い専門性と応用力を育む科目群を段階的に配置する。

1. 1、2年次では主に教養と語学力を養うための科目、理系の基礎的科目や農学全体を俯瞰する科目を、2年次からは専門領域の科目を配置し、連続性を重視した教育課程を編成する。
2. 学生のキャリア形成と社会性を育むための科目を配置し、卒業後の進路を見据えた履修を可能にするとともに、より高度な専門人材育成のため、大学院への進学を念頭においた指導を入学直後から行う。
3. 4年次には4年間の学びの集大成として卒業研究に取り組む。

【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

自然科学系の基礎領域から各学科の専門領域まで、農学における幅広い視野と高度な専門知識を身につけるための教育を行う。

1. 基盤的・専門的知識を身につけさせるための講義を実施する。アクティブラーニングを積極的に取り入れて、コミュニケーション能力や課題発見能力などの社会的能力を養う。また、実験・実習科目を課して、基本的観察力と洞察力を涵養すると同時に課題探求能力を向上させる。
2. 実地及び社会から学ぶ姿勢を涵養するため、フィールド科学教育を重視する。
3. 卒業研究では、専門的知識・技術に支えられた総合的思考を身につける教育を行う。

【学習成果の評価の方針】

農学部教育の質保証ガイドラインに従って行う。その概要は次の通りである。

1. 授業科目の評価は、科目の態様にしたがって、試験、レポート、発表、実技試験、ループリック等によって行う。
2. 卒業研究の評価は、卒業論文、研究発表、口頭試問等によって行う。

農学部のアドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）

・育てる人間像

人間社会と直結したフィールド科学と基礎科学を修得し、農学の幅広い専門分野を俯瞰でき、かつ相応の専門性を有するとともに、人間と自然の共存する循環型社会の構築を目指し、地域活性化への貢献とグローバル社会への適応が可能な総合力を備えた人材を育成します。

・目指す教育

実地体験型フィールド演習と基礎科学実験を基盤として、座学と実験・演習の連動を重視したカリキュラム構成によって、基礎から応用までを見渡せる広い視野を身につけるとともに、専門性を高める教育を行います。

・求める学生像

自然科学、生命科学を学ぶ上で必要な適性と基礎学力を有し、人類の生存と福祉に関わる環境・社会問題の解決、持続可能な生物生産技術の開発、応用生命科学の探求に強い意欲を持つ人の入学を期待します。

- 大学入学までに身につけておくべき教科・科目等

農学部が行う入学者選抜試験は、受験者が「求める学生像」の観点を満たす人物であるかどうかをはかるものです。前期日程では、大学入学共通テストで6教科8科目と個別学力検査では数学、理科を課しています。また後期日程では、大学入学共通テストの6教科8科目と個別学力検査では理科等を課しています。

したがって、入試種別に関わりなく、高等学校修了までに学習するすべての教科と科目について基礎知識を習得するとともに、理系科目を十分に学習しておく必要があります。

3. 農学部の概要

ミッションの再定義

農学部・農学専攻における人材育成、並びに教育・研究・社会貢献等を踏まえ、文部科学省により平成25年度に行われたミッションの再定義では、静岡大学農学部は『富士山から駿河湾に至る豊饒な風土を背景とする静岡県において、「農業生産技術の開発」、「生物機能の解明」、「森林を含む生物資源の利用」、「農林生態系と地域環境の保全」など、生物科学と環境科学を融合した農学を考究し、地域農林業と地域社会の発展を目指し教育、研究、社会貢献に取り組んでいる』と書かれている。教育面のミッションでは、大学院修士課程において、『バイオサイエンスと環境に関する先端的な専門教育やフィールドを用いた多様な実践教育を展開し、未来を拓くことのできる国際性とチャレンジ精神を併せ持つ高度な専門人材育成の役割を果たす。』とあり、学部教育も含めて、『農場、演習林及び国内外の農村などを利用した農業実地体験型及び課題探求開発型フィールド教育、実用面を強く意識した専門教育、グローバル農学人材の育成などの特色ある教育を進めてきた実績を生かし、課題探求能力と国際性を有し、農学分野の各方面で活躍できる技術者を育成する学部・大学院教育を目指して不断の改善・充実を図る。』とされている。また、社会貢献面でのミッションにおいては、「静岡県をはじめとする周辺地域の農業・農村、関連産業の振興・発展に寄与する」とされている。

ミッションの再定義を受けて、静岡大学農学部では、地域人材の育成を主な目的とする「生物資源科学科」と、日々進展する科学技術をベースに、必ずしも地域にしばられない技術開発を担う人材の育成を目的とする「応用生命科学科」の2学科体制で教育・研究を行うこととした。

生物資源科学科における教育・研究

「生物資源科学科」は、山地から平野までの農林業全体を連続的に見渡し、そこで行われる生産活動・技術を発展させることによって、地域の活力の維持、地域活性化を担うことのできる人材の育成を中心に教育を組み立てる。静岡県という立地・環境を存分に活かし、静岡の特産品を産出する農林業の現場や技術利用の実地をふんだんに教育に取り込み、さらには、教育を通して地域活性化を行うべく、地方自治体とも協力しながら人材育成を担う学科である。

その人材育成の目的のために、次の2つのコースを置く。

「バイオサイエンスコース」

「環境サイエンスコース」

学生は入学後にいずれかのコースに分属し、それぞれの分野における専門性を高める一方、農学がカバーすべき幅広い分野を俯瞰する視野と、コースを越えた専門領域における学びに積極的に向き合う。

応用生命科学科における教育・研究

生命現象を深く理解し、それを持続的に利用するためには、物理学や化学、生物学の基礎学理を基盤として、生物の構成成分の性質を正しく理解した上で、各成分間および環境との相互作用が生命システムを産み出し維持するメカニズムを、旧来の学問領域の壁を超えた学際的で柔軟な視点から探求する必要がある。こうした思想と技術を素養として持ち、健全な地球環境を維持しながら、生命現象を利用した独創的な新技術や食料とエネルギーの持続的な供給システム等を開発して人類の生活の質の向上に貢献できる人材を育成し、地域ならびに世界の産業界や研究機関に輩出することが応用生命科学科の使命である。

応用生命科学科では、既存の学問領域の枠に捕らわれることなくシームレスに生命科学の基盤を構築するために、物理化学、有機化学、分析化学、生化学、分子生物学、細胞生物学、生物・化学情報学等の科目とこれらに連動した実験・実習科目を相互に密接に関連づけて積み上げ式に編成したカリキュラムを提供する。さらに、食品や医薬・農薬、化粧品等の開発に関連した応用的・実践的な科目と生命現象を取り巻く環境や社会生活に関わる科目を履修し、産業界のニーズに対応した即戦力と地域やグローバル社会の中で生き抜く適応力を育む。

このような教育プログラムによって、卒業後あるいは大学院に進学してさらなる研鑽を積んだ後に、地域や国内外の食品、医薬、農薬、化学、化粧品、種苗等の諸産業界や研究機関において、①微生物、植物、動物など生物の資源・機能の高度利用・高付加価値化に関わる喫緊の課題の解決、②柔軟で独創的な発想力を活かした新分野の開拓と新素材・新技術の創造、ならびに③人類の生存と福祉ならびに人類を取り巻く環境の保全に貢献できるような、胆力と実行力、未来創成力を兼ね備えた研究者・技術者を養成する。

農学部の特徴ある授業科目

農学部では、どちらの学科においてもフィールド教育を重視している。学科によらず履修できる特色ある授業には、「フィールド科学演習」、「農業環境演習」、「海外フィールドワーク」がある。いずれの科目も、社会人として必要な「課題探求能力」、「プレゼンテーション能力」、「コミュニケーション能力」、「グローバル化対応」を実体験によって涵養する、他大学・他学部ではあまり見られない特徴的な授業である。

「フィールド科学演習」はⅠとⅡからなる。Ⅰでは学生5～6名がグループを作り、グループ担当教員の指導のもと、自主的に農学に関連する調査・研究に取り組む。Ⅱでは農場・演習林・水圏施設等を利用し、静岡県の特徴的な環境について学ぶ。いずれも1年次に開講される。

「農業環境演習」は1～3年次に開講される。本演習の特徴は農業・農村の現場で学ぶことである。履修生は中山間地域にある静岡市葵区梅ヶ島大代地区に3年間継続的に通いながら、地区住民と農作業や地区行事などの共同作業を行う。そして地区の魅力と課題を発見し、地区住民とともに課題解決に取り組む。3年間の活動を通して、中山間地域ならびに農業・農村の維持・発展に取り組むための基礎的な能力や素養を身につけた学生は、農学部長より「農業環境リーダー」に認定される。

「海外フィールドワーク」は2年次に開講される短期留学による授業である。インドネシア及びタイの大学ならびに農村を訪れ、日本以外の農業・農学の現状を体験することで、視野を広げるとともに、グローバル化の必要性を学ぶ。

4. 静岡大学農学部規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）に基づき、静岡大学農学部（静岡大学地域創造学環を除く。）(以下「本学部」という。)における教育その他必要な事項を定める。

(目的、使命)

第1条の2 本学部では、人間社会と直結したフィールド科学と基礎科学を修得し、農学の幅広い専門分野を俯瞰でき、かつ、相応の専門性を有するとともに人間と自然の共存する循環型社会の構築を目指し、地域活性化への貢献とグローバル社会に適応できる総合力を備えた人材の育成を目的とする。

(学科等)

第2条 本学部は、学則第4条及び第7条に規定する次の学科及び附属の教育研究施設で構成する。

生物資源科学科

応用生命科学科

地域フィールド科学教育研究センター

(履修コース)

第2条の2 生物資源科学科に、次の履修コースを置く。

バイオサイエンスコース、環境サイエンスコース

(A B P留学生コース)

第2条の3 Asia Bridge Program 留学生コース（秋季入学特別プログラム留学生コースをいう。以下「A B P留学生コース」という。）は、次の学科及びコースで履修させるものとする。

生物資源科学科 バイオサイエンスコース、環境サイエンスコース

応用生命科学科

(履修コースの決定)

第2条の4 前2条に規定する生物資源科学科の学生の履修コースの決定は、第2年次前学期終了時（A B P留学生コースは第2年次後学期終了時）として、その手続き等については、別に定める。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、専門科目及び教養科目をもって編成する。

第4条 専門科目及び教養科目の授業は、この規則及び静岡大学全学教育科目規程の定めるところによる。

(授業科目)

第5条 各学科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

[別表第1]

2 前項の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

(単位の計算)

第6条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、原則として、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を必要としないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験又は実習のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講 義	3 時間
演 習	授業の内容により1.5時間又は3 時間
実験及び実習	授業の内容により1 時間又は1.5時間

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(履修登録)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の手続きに従い登録しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第7条の2 履修科目の登録の上限については、静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則による。

(単位の認定)

第8条 授業科目の単位の認定は、試験その他の方法及び授業への出席状況を考慮して行う。

(試験)

第9条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、学期を単位としない授業科目については、随時行う。

2 病気その他正当な事由で試験を受けることができなかった者は、別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

(成績評価)

第10条 成績の評価は、静岡大学単位認定等に関する規程による。

(卒業研究)

第11条 卒業研究は、別に定めるところにより、各学科所定の授業科目及び単位数を修得した者に課す。

(卒業認定)

第12条 本学部において、別表第2に定める単位を修得した者には、卒業の認定を与える。

[別表第2]

(他の学部における授業科目の履修)

第13条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学生が、入学前の既修得単位の認定を願い出たときは、これを認めることがある。

(退学等)

第15条 学生が、退学、休学、留学又は転学等をしようとするときは、所定の書類を農学部長に提出するものとする。

(転学部・転学科等)

第16条 転学部、転学科又は転コースを志望する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

2 選考の方法、既修得単位の認定等必要な事項は、別に定める。

(編入学・転入学・再入学)

第17条 本学部編入学、転入学又は再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することがある。

(教員免許)

第18条 教員免許法に基づく教員の免許状を取得しようとする者は、教科に関する授業科目及び別に定める教職に関する授業科目について、所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により修得した、教職に関する授業科目の単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

(研究生等)

第19条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び短期交流特別学部学生について必要な事項は、別に定める。

(学生指導)

第20条 学生の勉学その他の相談に応ずるため、本学部に指導教員を置く。

(補則)

第21条 この規則を実施するために必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

《一部改正規則附則省略》

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年9月30日以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

巻末を参照

別表第2（第12条関係）

巻末を参照

卒業所要単位数（ＡＢＰ留学生コースを除く。）

卒 業 所 要 単 位 数					
区 分		学科等	生物資源科学科		応用生命科学科
			バイオサイエンス	環境サイエンス	
必修	専 門 科 目		35	31	49
	教 養 科 目		15	15	15
選択	専 門 科 目		46	50	35
	教 養 科 目		13	13	13
自 由 科 目			15	15	12
卒 業 所 要 単 位 数			124	124	124

(注) 生物資源科学科の学生は、「分子生物学」、「植物生理学」、「土壌圏科学」、「園芸科学」、「作物学」、「基礎昆虫学」、「基礎生態学」、「森林水文学」、「生物材料科学概論」の9科目から6科目（12単位）以上を修得していること。

上記の定める単位数を修得するとともに、以下のコースごとに定める修了要件に従って単位を修得しなければならない。

【バイオサイエンスコース】

コース選択必修科目から20単位を修得していること。

【環境サイエンスコース】

- ① コース選択必修科目から24単位を修得していること。
- ② 「木質科学実験」、「農場実習A」、「農場実習B」、「森林生態管理学実習」、「野生植物分類学実習」、「測量学実習」、「樹木匠総合科学実習」、「富士・南アルプス生態学実習」の8科目から2科目以上を修得していること。

卒業所要単位数（ＡＢＰ留学生コース）

卒業所要単位数					
区 分		学科等	生物資源科学科		応用生命科学科
			バイオサイエンス	環境サイエンス	
必修	専 門 科 目		32	28	46
	教 養 科 目		33	33	33
選択	専 門 科 目		46	50	34
	教 養 科 目		6	6	6
自 由 科 目			7	7	5
卒業所要単位数			124	124	124

(注) 生物資源科学科の学生は、「分子生物学」、「植物生理学」、「土壌圏科学」、「園芸科学」、「作物学」、「基礎昆虫学」、「基礎生態学」、「森林水文学」、「生物材料科学概論」の9科目から6科目（12単位）以上を修得していること。

上記の定める単位数を修得するとともに、以下のコースごとに定める修了要件に従って単位を修得しなければならない。

【バイオサイエンスコース】

コース選択必修科目から20単位を修得していること。

【環境サイエンスコース】

- ① コース選択必修科目から24単位を修得していること。
- ② 「木質科学実験」、「農場実習A」、「農場実習B」、「森林生態管理学実習」、「野生植物分類学実習」、「測量学実習」、「樹木医総合科学実習」、「富士・南アルプス生態学実習」の8科目から2科目以上を修得していること。

5. 学科（コース）別専門科目表

生物資源科学科 バイオサイエンスコース 専門科目一覧表

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	専 門 的 事 項 教科に 関する
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次			
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期		
数学概論 A	2	◎	2								(基礎)	
数学概論 B	2	◎		2							(基礎)	
物理学概論 A	2	◎	2								(基礎)	物理学
物理学概論 B	2	◎		2							(基礎)	物理学
化学概論 A	2	◎	2								(基礎)	化学
化学概論 B	2	◎		2							(基礎)	化学
生物学概論 A	2	◎	2								(基礎)	生物学
生物学概論 B	2	◎		2							(基礎)	生物学
生物学実験	1	◎	1								(基礎)	実験
化学実験	1	◎	1								(基礎)	実験
物理学実験	1	◎		1							(基礎)	実験
農学基礎論	1	◎	1									農業
生物資源科学基礎論	1	◎		1								農業
応用生命科学基礎論	1	○		1								
職業指導	4	○	4								集中・隔年	職業指導
フィールド科学演習Ⅰ	2	○	2									
フィールド科学演習Ⅱ	1	○	1								集中	
AⅠ概論	2	○		2								
AⅠ演習	1	○		1								
農業環境演習Ⅰ	2	○	2									農業
分子生物学	2	★			2						★の科目から6科目 12単位以上を選択	生物学
植物生理学	2	★			2							生物学
土壌圏科学	2	★			2							地学
園芸科学	2	★			2							農業
作物学	2	★			2							農業
基礎昆虫学	2	★			2							生物学

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	専 門 的 事 項 教 科 に 関 する	
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
基礎生態学	2	★			2								生物学
森林水文学	2	★			2								地学
生物材料科学概論	2	★			2								農業
生物資源科学基礎実習	1	◎			1								
地学実習	1	○			1						集中		実験
住居計画	2	○			2						集中・隔年		
海外フィールドワーク	2	○			2								
農業環境演習Ⅱ	3	○			3								農業
応用昆虫学	2	●			2								生物学
雑草学	2	●			2								農業
植物医科学	2	●			2								
食料経済学	2	●			2								農業
木質材料学	2	●			2								農業
生物材料接着学	2	●			2								化学
園芸風土・文化論	2	●			2								
果樹園芸学	2	●			2								農業
野菜園芸学	2	●			2								農業
バイオサイエンス実験Ⅰ	1	◎			1								農業
農場実習Ⅰ	1	◎			1								農業
地質学概論	2	○			2						集中		地学
植物病理学	2	●					2						農業
花卉園芸学	2	●					2						農業
収穫後生理学	2	●					2						農業
室内環境学	2	●					2						
土壌微生物学	2	●					2						農業
造林学	2	○					2						農業
対話的探究	2	○					2						農業
木材組織学	1	○					1						生物学
野生植物分類学	1	○					1						生物学

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	専 門 的 事 項 教 科 に 関 する
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次			
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期		
技術者倫理	1	○					1				集中	
応用気象学	1	○					1				集中	地学
建築生産	1	○					1				集中	
建築法規	1	○					1				集中	
リモートセンシング学	2	○					2				集中	
木材保存学	2	○					2				集中	
バイオサイエンス実験Ⅱ	1	◎					1					農業
農場実習Ⅱ	1	◎					1					農業
野生植物分類学実習	1	○					1				集中	実験
農業環境演習Ⅲ	3	○					3					農業
プレセミナー	1	◎						1				
プレ卒業研究	1	◎						1				
中山間地域振興論	2	●						2				
植物育種学	2	●						2				農業
森林生態学	2	○						2				生物学
空間情報科学	2	○						2				
保全生態学	2	○						2				生物学
木材化学	2	○						2				化学
材料力学	2	○						2				物理学
緑地景観学	2	○						2				農業
有機化学概論	2	○						2				化学
木質機能科学	2	○						2				農業
科学英語	1	○						1			集中	
遺伝子工学	2	○						2				
遺伝学	2	○						2				生物学
設計製図	2	○							2			
住環境設計製図演習	3	○							3			
海外留学特別講義 A	1	○										
海外留学特別講義 B	1	○										

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	専 門 的 事 項 教科に関する
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次			
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期		
研究室ゼミ	1	◎							1			
卒業研究	6	◎							6	ABP留学生は履修不可		
ABP卒業研究	3	◎							3	ABP留学生のみ		

◎は必修、★は学科共通選択必修、●はコース選択必修、○は選択科目を表す。

年次、開講学期等は変更の可能性はある。

「教科に関する専門的事項」欄は、教育職員免許状（理科及び農業）の取得のために指定された「教科に関する専門的事項」である。

なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修である。

詳しくは本書の39～45ページ「教育職員免許状・各種資格の取得について」を参照されたい。

生物資源科学科 環境サイエンスコース 専門科目一覧表

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考		専 門 的 事 項 教科に関する
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
数学概論 A	2	◎	2							(基礎)			
数学概論 B	2	◎		2						(基礎)			
物理学概論 A	2	◎	2							(基礎)		物理学	
物理学概論 B	2	◎		2						(基礎)		物理学	
化学概論 A	2	◎	2							(基礎)		化学	
化学概論 B	2	◎		2						(基礎)		化学	
生物学概論 A	2	◎	2							(基礎)		生物学	
生物学概論 B	2	◎		2						(基礎)		生物学	
生物学実験	1	◎	1							(基礎)		実験	
化学実験	1	◎	1							(基礎)		実験	
物理学実験	1	◎		1						(基礎)		実験	
農学基礎論	1	◎	1									農業	
生物資源科学基礎論	1	◎		1								農業	
応用生命科学基礎論	1	○		1									
職業指導	4	○	4							集中・隔年		職業指導	
フィールド科学演習Ⅰ	2	○	2										
フィールド科学演習Ⅱ	1	○	1							集中			
AⅠ概論	2	○		2									
AⅠ演習	1	○		1									
農業環境演習Ⅰ	2	○	2									農業	
分子生物学	2	★			2					★の科目から 6 科目 12単位以上を選択		生物学	
植物生理学	2	★			2							生物学	
土壌圏科学	2	★			2							地学	
園芸科学	2	★			2							農業	
作物学	2	★			2							農業	
基礎昆虫学	2	★			2							生物学	
基礎生態学	2	★			2							生物学	
森林水文学	2	★			2							地学	

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考		専 門 的 事 項 教科に 関する
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
生物材料科学概論	2	★			2								農業
生物資源科学基礎実習	1	◎			1								
地学実習	1	○			1					集中			実験
住居計画	2	○			2					集中・隔年			
海外フィールドワーク	2	○			2								
農業環境演習Ⅱ	3	○			3								農業
森林生態学	2	●			2								生物学
空間情報科学	2	●			2								
保全生態学	2	●			2								生物学
木材化学	2	●			2								化学
材料力学	2	●			2								物理学
緑地景観学	2	●			2								農業
有機化学概論	2	●			2								化学
木質機能科学	2	●			2								農業
環境サイエンス実験	1	◎			1								農業
地質学概論	2	○			2					集中			地学
住環境工学	2	○			2					集中・隔年			
室内環境学	2	●					2						
土壌微生物学	2	●					2						農業
造林学	2	●					2						農業
対話的探究	2	●					2						農業
木質構造学	2	●					2						
山地保全学	2	●					2						農業
樹木生化学	2	●					2						化学
木材組織学	1	○					1						生物学
野生植物分類学	1	○					1						生物学
技術者倫理	1	○					1			集中			
応用気象学	1	○					1			集中			地学
建築生産	1	○					1			集中			

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考		専 門 的 事 項 教科に関する
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
建築法規	1	○					1				集中		
リモートセンシング学	2	○					2				集中		
木材保存学	2	○					2				集中		
設計製図	2	○					2						
住環境設計製図演習	3	○					3						
農業環境演習Ⅲ	3	○					3						農業
木質科学実験	1	●†					1						農業
農場実習 A	1	●†					1						農業
野生植物分類学実習	1	●†					1				集中		実験
富士・南アルプス生態学実習	1	●†					1				集中	●†の科目から2科目以上を選択	
農場実習 B	1	●†						1					農業
測量学実習	2	●†						2					農業
森林生態管理学実習	1	●†						1			集中		農業
樹木医総合科学実習	1	●†						1			集中		
バイオサイエンス実験Ⅰ	1	○						1					農業
プレセミナー	1	◎						1					
応用昆虫学	2	○						2					生物学
雑草学	2	○						2					農業
植物医科学	2	○						2					
食料経済学	2	○						2					農業
木質材料科学	2	○						2					農業
生物材料接着学	2	○						2					化学
園芸風土・文化論	2	○						2					
中山間地域振興論	2	○						2					
植物育種学	2	○						2					農業
科学英語	1	○						1			集中		
海外留学特別講義 A	1	○											
海外留学特別講義 B	1	○											
研究室ゼミ	1	◎							1				

授 業 科 目	単 位	必修・選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	教科に関する 専門的事項
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次			
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期		
卒業研究	6	◎							6	ABP留学生は履修不可		
ABP卒業研究	3	◎							3	ABP留学生のみ		

◎は必修、★は学科共通選択必修、●はコース選択必修、○は選択科目を表す。

年次、開講学期等は変更の可能性がある。

「教科に関する専門的事項」欄は、教育職員免許状（理科及び農業）の取得のために指定された「教科に関する専門的事項」である。

なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修である。

詳しくは本書の39～45ページ「教育職員免許状・各種資格の取得について」を参照されたい。

応用生命科学科 専門科目一覧表

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	専 門 的 事 項 教科に関する	食 品 衛 生
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
数学概論	2	◎	2							(基礎)			
統計学	2	◎		2						(基礎)			
物理学概論	1	◎	1							(基礎)	物理学		
化学概論	1	◎	1							(基礎)	化学		
物理化学 1 A	1	◎	1							(基礎)	化学		
物理化学 2 A	1	◎	1							(基礎)	化学		
物理化学 1 B	2	◎		2						(基礎)	化学		
物理化学 2 B	2	◎		2						(基礎)	化学		
生物学概論 A	2	◎	2							(基礎)	生物学		
生物学概論 B	2	◎		2						(基礎)	生物学		
生物学実験	1	◎	1							(基礎)	実験		
化学実験	1	◎	1							(基礎)	実験		
農学基礎論	1	◎	1										
生物資源科学基礎論	1	○		1									
応用生命科学基礎論	1	◎		1									
基礎微生物学	2	◎		2							生物学		
フィールド科学演習Ⅰ	2	○	2										
フィールド科学演習Ⅱ	1	○	1							集中			
AⅠ概論	2	○		2									
AⅠ演習	1	○		1									
分析化学Ⅰ	2	◎			2						化学	○	
有機化学	2	◎			2						化学	○	
生化学A	2	◎			2						化学	○	
細胞生物学	2	◎			2						生物学	○	
分子生物学	2	◎			2						生物学	○	
応用生命科学実験Ⅰ	2	◎			2							○	
生化学B	2	◎				2					化学	○	
応用生命科学実験Ⅱ	2	◎				2						○	

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	専 門 的 事 項 教科に 関する	食 品 衛 生
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
分析化学 2	2	○				2						化学	○
生物有機化学	2	○				2						化学	○
遺伝子工学	2	○				2							○
植物生理学	2	○				2						生物学	○
動物生理学	2	○				2						生物学	○
遺伝学	2	○				2						生物学	○
動物機能学	2	○				2						生物学	○
応用微生物学	2	○				2						生物学	○
科学論文読解 1	2	◎					2						
科学論文読解 2	1	◎						1					
応用生命科学実験 3	2	◎					2						○
分子細胞生物学	2	○					2					生物学	○
栄養化学	2	○					2						○
分子生物工学	2	○					2						○
植物栄養学	2	○					2					生物学	○
動物生命科学	2	○					2					生物学	○
食品衛生学	2	○					2			集中・隔年			○
環境衛生学	1	○					1			集中・隔年			○
食品保存学	1	○					1			集中・隔年			○
環境微生物学	2	○					2						
生物物理学	2	○					2						
生命情報学	2	○						2					
食品機能化学	2	○						2				化学	○
食品製造化学	2	○						2				化学	○
生命機能解析演習	1	○						1					
応用生命科学実地演習	1	○						1		集中			
応用気象学	1	○						1		集中		地学	
地質学概論	2	○			2					集中		地学	
土壌圏科学	2	○			2							地学	

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	専 門 的 事 項	食 品 衛 生
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
農業環境演習Ⅰ	2	○	2										
農業環境演習Ⅱ	3	○			3								
農業環境演習Ⅲ	3	○					3						
先端フィールド科学演習	1	○			1					集中			
海外フィールドワーク	2	○			2					集中			
海外留学特別講義 A	1	○											
海外留学特別講義 B	1	○											
卒業研究	6	◎							6	ABP留学生は履修不可			
ABP卒業研究	3	◎							3	ABP留学生のみ			

◎は必修、●は選択必修、○は選択科目を表す。

年次、開講学期等は変更の可能性がある。

「教科に関する専門的事項」欄は、教育職員免許状（理科）の取得のために指定された「教科に関する専門的事項」である。

なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修である。

詳しくは本書の39～45ページ「教育職員免許状・各種資格の取得について」を参照されたい。

6. 全学教育科目表

表Ⅰ（ＡＢＰ留学生コースを除く）

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備 考
教養基礎科目	新入生セミナー	新入生セミナー	2	必修	演習	1	
	数理・データサイエンス	数理・データサイエンス入門	1	必修	演習	1	
		*情報処理・データサイエンス演習	2	必修	演習	1	
	英語	*英語コミュニケーション	2	必修	演習	1	
		英語演習	1	必修	演習	2	
		基礎英語A	1	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「初級」のクラスの者が履修できる。
		基礎英語B	1	選択	演習	1	TOEIC500点未満（1～499）取得者が履修できる。
		基礎英語C	1	選択	演習	2	
		中級英語A	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」のクラスの者が履修できる。
		中級英語B	2	選択	演習	1	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。
		中級英語C	2	選択	演習	2	
		中級英語D	2	選択	演習	2	
		上級英語A	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「上級」のクラスの者が履修できる。
		上級英語B	2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		上級英語C	2	選択	演習	2	
		上級英語D	2	選択	演習	2	
		総合英語ⅠA	2	選択	演習	1	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。
		総合英語ⅠB	2	選択	演習	2	
		総合英語ⅠC	2	選択	演習	2	
		総合英語ⅡA	2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		総合英語ⅡB	2	選択	演習	2	
		総合英語ⅡC	2	選択	演習	2	
		総合英語Ⅲ	2	選択	演習	3	TOEIC700点以上取得者が履修できる。
		ESPⅠ（留学）	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」又は「上級」のクラスの者が履修できる。
		ESPⅡ（地域）	2	選択	演習	1	TOEIC500点以上取得者が履修できる。

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備 考
		アカデミックイングリッシュ	2	選択	演習	2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		ビジネスイングリッシュ	2	選択	演習	3	
		英語インテンシブA	2	選択	演習	1～2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。(集中講義)
		英語インテンシブB	2	選択	演習	1～2	
		英語インテンシブC	2	選択	演習	1～2	
		英語インテンシブD	2	選択	演習	1～2	
		英語海外研修A	2	選択	演習	1～4	※隔年開講（A、B：偶数年度、C、D：奇数年度）
		英語海外研修B	2	選択	演習	1～4	
	初修外国語	初修外国語入門Ⅰ	1	選択	演習	1	同一言語を履修すること。異なる言語を追加して履修する場合は、入門科目に限り別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。
		初修外国語入門Ⅱ	1	選択	演習	1	
		初修外国語Ⅰ	2	選択	演習	2	
		初修外国語Ⅱ	2	選択	演習	2	
		初修外国語Ⅲ	2	選択	演習	3	
		初修外国語Ⅳ	2	選択	演習	3	
	健康体育	*健康体育実技Ⅰ	1	選択	実技	1～4	左記3科目のうち、2単位までを卒業単位として認める。
		*健康体育実技Ⅱ	1	選択	実技	1～4	
		*健康体育演習	1	選択	演習	1～4	
		スポーツⅠ	1	選択	実技	2～4	
		スポーツⅡ	1	選択	実技	2～4	
	キャリア形成科目	キャリアデザイン	1	必修	講義	1	
教養展開科目	教養領域A (人文・社会科学)	哲学	2	選択必修	講義	1～3	教養領域A（人文・社会科学）の科目から2科目4単位必修
		歴史と文化	2	選択必修	講義	1～3	
		ことばと表現	2	選択必修	講義	1～3	
		*日本国憲法	2	選択必修	講義	1～3	
		法と社会	2	選択必修	講義	1～3	
		経済と社会	2	選択必修	講義	1～3	
		国際社会と日本	2	選択必修	講義	1～3	
		現代の社会	2	選択必修	講義	1～3	
		心理学	2	選択必修	講義	1～3	
		地域と文化	2	選択必修	講義	1～3	
		芸術論	2	選択必修	講義	1～3	

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備 考
	教養領域B (自然科学)	数理の構造	2	選択	講義	1～3	
		自然と物理	2	選択	講義	1～3	
		地球科学	2	選択	講義	1～3	
		進化と地球環境	2	選択	講義	1～3	
		科学と技術	2	選択	講義	1～3	
	学際領域A (地域志向科目)	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を発表する。 また、その中から地域志向の内容を含む授業科目を学際領域A（地域志向科目）とし、その他の科目を学際領域Bとする。		選択必修	講義、演習又は実習	1～3	学際領域A（地域志向科目）の科目から2単位必修 学際領域のテーマ 「国際・地域」 「環境・自然」 「現代社会（情報・福祉を含む）」 「生命・人間（文化・芸術を含む）」 「科学・技術」
	学際領域B	一部の授業科目については、少人数形式の「学部横断セミナー」「教養ゼミ」「PBL」「インターンシップ」等として実施する。		選択	講義、演習又は実習	1～3	
	留学生科目	日本語 I	2	選択	演習	1～2	日本語 I、II、IIIは履修することが望ましい。
		日本語 II	2	選択	演習	1～2	
		日本語 III	2	選択	演習	1～2	
		日本語 IV	2	選択	演習	1～2	
		日本語 V	2	選択	演習	1～2	
		日本語 VI	2	選択	演習	1～2	
	日本事情	日本事情	2	選択	講義	1～2	
教職等資格科目	ABP インターンシップ	ABP インターンシップ	2	選択	演習	1～3	
	教職教養科目	*（中等）教育の原理	2	選択	講義	2～4	教員免許状取得希望者のみ履修できる。
		*（中等）発達と学習	2	選択	講義	2～4	
		*（中等）教育と社会	2	選択	講義	3～4	

注意

1. *印の科目は、教員免許状取得希望学生が必ず履修しなければならない科目である。（健康体育については、*印の授業科目のうち、実技から1単位、演習から1単位（*印、合計2単位）履修すること。）
2. 必要単位数を超えて修得した選択必修科目の単位は教養選択科目として卒業単位に含めることができる。
3. 留学生科目の単位の取り扱い及び留学生以外の学生の同科目履修等については、「留学生科目等に関する申合せ」を参照すること。

表Ⅱ（ＡＢＰ留学生コースを除く）

科目区分				学科区分	生物資源科学科	応用生命科学科	備 考
教 養 科 目	必修	教養基礎科目	新入生セミナー	2	2		
			数理・データサイエンス	3	3		
			英語	3	3		
			キャリア形成科目	1	1		
		開科目	教養領域A	4	4		
			学際領域A	2	2		
	小 計			15	15		
	選択	教養基礎科目	英語	13	13		
			初修外国語				
			健康体育				
		開科目	教養領域A・B				
			学際領域A・B				
	資格科目	教職等	教職教養科目				
	合 計			28	28		
専門科目	合 計			81	84	専門科目の詳細は学部規則を参照	
自由科目	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、及び教養科目で必要単位数を超えた単位数			15	12		
合 計（卒業単位数）				124	124		

表Ⅰ（ＡＢＰ留学生コース）

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備 考
教養基礎科目	新入生セミナー	新入生セミナー	2	必修	演習	1	
	数理・データサイエンス	数理・データサイエンス入門	1	必修	演習	1	
		情報処理・データサイエンス演習	2	必修	演習	1	
	英語	英語コミュニケーション	2	必修	演習	1	
		英語演習	1	必修	演習	2	
		基礎英語Ａ	1	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「初級」のクラスの者が履修できる。
		基礎英語Ｂ	1	選択	演習	1	TOEIC500点未満（1～499）取得者が履修できる。
		基礎英語Ｃ	1	選択	演習	2	
		中級英語Ａ	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」のクラスの者が履修できる。
		中級英語Ｂ	2	選択	演習	1	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。
		中級英語Ｃ	2	選択	演習	2	
		中級英語Ｄ	2	選択	演習	2	
		上級英語Ａ	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「上級」のクラスの者が履修できる。
		上級英語Ｂ	2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		上級英語Ｃ	2	選択	演習	2	
		上級英語Ｄ	2	選択	演習	2	
		総合英語ⅠＡ	2	選択	演習	1	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。
		総合英語ⅠＢ	2	選択	演習	2	
		総合英語ⅠＣ	2	選択	演習	2	
		総合英語ⅡＡ	2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		総合英語ⅡＢ	2	選択	演習	2	
		総合英語ⅡＣ	2	選択	演習	2	
		総合英語Ⅲ	2	選択	演習	3	TOEIC700点以上取得者が履修できる。
		ＥＳＰⅠ（留学）	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」又は「上級」のクラスの者が履修できる。
		ＥＳＰⅡ（地域）	2	選択	演習	1	TOEIC500点以上取得者が履修できる。
		アカデミックイングリッシュ	2	選択	演習	2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		ビジネスイングリッシュ	2	選択	演習	3	
		英語インテンシブＡ	2	選択	演習	1～2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。（集中講義）
		英語インテンシブＢ	2	選択	演習	1～2	
		英語インテンシブＣ	2	選択	演習	1～2	※隔年開講（Ａ、Ｂ：偶数年度、Ｃ、Ｄ：奇数年度）
		英語インテンシブＤ	2	選択	演習	1～2	

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備 考
教養展開科目		英語海外研修 A	2	選択	演習	1～4	
		英語海外研修 B	2	選択	演習	1～4	
	初修外国語	初修外国語入門Ⅰ	1	選択	演習	1	同一言語を履修すること。異なる言語を追加して履修する場合は、入門科目に限り別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。
		初修外国語入門Ⅱ	1	選択	演習	1	
		初修外国語Ⅰ	2	選択	演習	2	
		初修外国語Ⅱ	2	選択	演習	2	
		初修外国語Ⅲ	2	選択	演習	3	
		初修外国語Ⅳ	2	選択	演習	3	
	健康体育	健康体育実技Ⅰ	1	選択	実技	1～4	左記3科目のうち、2単位までを卒業単位として認める。
		健康体育実技Ⅱ	1	選択	実技	1～4	
		健康体育演習	1	選択	演習	1～4	
		スポーツⅠ	1	選択	実技	2～4	
		スポーツⅡ	1	選択	実技	2～4	
	キャリア形成科目	キャリアデザイン	1	必修	講義	1	
	教養領域 A (人文・社会科学)	哲学	2	選択必修	講義	1～3	A B P 科目として指定された教養領域科目から2科目4単位必修（英語・日本語のどちらの科目も履修可能） ※年度により A B P 科目は異なる場合がある。
		歴史と文化	2	選択必修	講義	1～3	
		ことばと表現	2	選択必修	講義	1～3	
		日本国憲法	2	選択必修	講義	1～3	
		法と社会	2	選択必修	講義	1～3	
		経済と社会	2	選択必修	講義	1～3	
		国際社会と日本	2	選択必修	講義	1～3	
		現代の社会	2	選択必修	講義	1～3	
		心理学	2	選択必修	講義	1～3	
		地域と文化	2	選択必修	講義	1～3	
		芸術論	2	選択必修	講義	1～3	
	教養領域 B (自然科学)	数学の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		数理の構造	2	選択必修	講義	1～3	
		物理の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		自然と物理	2	選択必修	講義	1～3	
		化学の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		生活の科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生命科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生物と環境	2	選択必修	講義	1～3	
		地球科学	2	選択必修	講義	1～3	
		進化と地球環境	2	選択必修	講義	1～3	
		科学と技術	2	選択必修	講義	1～3	

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備 考
	学際領域A (地域志向科目)	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を発表する。 また、その中から地域志向の内容を含む授業科目を学際領域A(地域志向科目)とし、その他の科目を学際領域Bとする。		選択必修	講義、演習又は実習	1～3	ABP科目として指定された学際領域科目から2科目4単位必修(英語・日本語のどちらの科目も履修可能)
	学際領域B	一部の授業科目については、少人数形式の「学部横断セミナー」「教養ゼミ」「PBL」「インターンシップ」等として実施する。		選択必修	講義、演習又は実習	1～3	学際領域のテーマ 「国際・地域」 「環境・自然」 「現代社会(情報・福祉を含む)」 「生命・人間(文化・芸術を含む)」 「科学・技術」
留学生科目	日本語	日本語Ⅰ	2	選択	演習	1～2	日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは履修することが望ましい。
		日本語Ⅱ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅲ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅳ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅴ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅵ	2	選択	演習	1～2	
	日本事情	日本事情	2	選択	講義	1～2	
	ABP基礎日本語	ABP基礎日本語Ⅰ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅱ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅲ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅳ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅴ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅵ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅶ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅷ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅸ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅹ	1	必修	演習	1(初)	
	ABP基礎科目 (理系)	ABP基礎数学	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎物理学	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎化学	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎生物学	1	必修	演習	1(初)	
	ABPインターンシップ	ABPインターンシップ	2	必修	演習	1～3	

注意

1. 必要単位数を超えて修得した選択必修科目の単位は教養選択科目として卒業単位に含めることができる。
2. 留学生科目の単位の取り扱い及び留学生以外の学生の同科目履修等については、「留学生科目等に関する申合せ」を参照すること。
3. 履修年次の「1(初)」とは、1年次(初学期・前学期・後学期)の初学期のことをいう。

表Ⅱ（ＡＢＰ留学生コース）

科目区分				学科区分	生物資源科学科	応用生命科学科	備 考
教養科目	必修	教養基礎科目	新入生セミナー	2	2		
			数理・データサイエンス	3	3		
			英語	3	3		
			キャリア形成科目	1	1		
		教養展開科目	教養領域Ａ・Ｂ	4	4	ＡＢＰ科目から ２科目４単位	
			学際領域Ａ・Ｂ	4	4	ＡＢＰ科目から ２科目４単位	
		留学生科目	ＡＢＰ基礎日本語	10	10		
			ＡＢＰ基礎科目	4	4		
			ＡＢＰインターンシップ	2	2		
		小 計			33	33	
	選択	教養基礎科目	英語	6	6		
			初修外国語				
			健康体育				
		教養展開科目	教養領域Ａ・Ｂ				
			学際領域Ａ・Ｂ				
	合 計			39	39		
専門科目	合 計			78	80	専門科目の詳細は 学部規則を参照。	
自由科目	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、及び教養科目で必要単位数を超えた単位数			7	5		
合 計（卒業単位数）				124	124		

7. 特別教育プログラムの履修について

1. 特別教育プログラムとは、所属する学部や学科等の授業科目にとどまらず、自身の専攻（主専攻）以外に、興味や関心のある特定のテーマに沿った科目を体系的に学ぶ制度です。
2. 現在静岡大学で履修できる全学教育科目に関する特別教育プログラムは、以下のとおりです。特別教育プログラムは希望学生が任意で履修する選択制で、それぞれについて修了認定に必要な要件を定めてあります。
 - (1) 英語特別教育プログラム
 - (2) グローバル・アジア特別教育プログラム
 - (3) 静岡大学アクティブラーナー特別教育プログラム
 - (4) 防災マイスター
 - (5) ABP 4月特別教育プログラム（ABP 4月）
 - (6) 国際日本学副専攻プログラム
 - (7) カーボンニュートラル特別教育プログラム

※上記プログラムの概要や修了要件などの詳細については、「全学教育科目履修案内」をご参照ください。

3. いずれの特別教育プログラムについても、修了要件の他に、「所属する学部の卒業要件を満たすこと」が修了認定されるために必要です。
4. 特別教育プログラムの修了が認められると「特別教育プログラム修了証書」が授与されます。「特別教育プログラム修了証書」は、主専攻の他にも特定の学習テーマに基づいた科目群を履修したことを外部に証明するものです。
5. 特別教育プログラムで修得した科目の多くは、卒業単位に含めることができます。詳細は所属学部の規則を確認してください。

8. 数理・データサイエンス・AI教育プログラムについて

農学部では、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（応用基礎レベル）」を設置しています。本教育プログラムの目的は、スマート農業やゲノム・メタゲノム情報の利用を支える、AIに関連した技術を理解することにより、第4次産業革命やSociety5.0などの新しい時代の変化に対応できる人材を育成することです。

本教育プログラムは、文部科学省の認定を受けており、所定の単位を修得してプログラムを修了した学生は修了証を受け取ることができます。プログラムの修得により、AIに関連した技術の概要を理解するとともに、プログラミングを通じてAIを活用したデータの解析方法を身に付けることができます。本教育プログラムの修了要件は次のとおりです。

以下の科目を全て修得すること。

- ・生物資源科学科：数学概論A、数学概論B、数理・データサイエンス入門、AI概論
AI演習
- ・応用生命科学科：数学概論、統計学、数理・データサイエンス入門、AI概論
AI演習

9. 学士・修士一貫教育特別コースについて

優秀な学生の大学院進学を奨励するために、学士・修士一貫教育特別コースを設けています。本コースでの大学院への進学を希望する学生を対象に、3年前期に募集します。詳細については別途連絡します。

10. 研究室分属と卒業研究の履修について

卒業研究は、研究室に分属し、指導教員の指導のもとで履修する。分属する研究室の決定や卒業研究の開始にあたっては、その時期や要件が学科ごとに定められているので留意すること。

生物資源科学科

コース分属	2 年次後学期
研究室分属	3 年次後学期
卒業研究の履修	4 年次前学期

- コース分属

コース分属にあたっては、2 年次前学期終了時までには理系基礎科目の実験 3 単位（生物学実験、化学実験、物理学実験）を含めて 49 単位以上を修得していること。

- 研究室分属

研究室の分属にあたっては、3 年次前学期終了時までには 82 単位以上を修得していること。編入生の場合は、78 単位以上を修得していること。

- 卒業研究の履修

履修要件は特に設けていない。

応用生命科学科

研究室仮分属	3 年次後学期
研究室分属・卒業研究の履修	4 年次前学期

応用生命科学科では、3 年次進級要件を設けているので注意すること。

- 2 年次終了時点で、理系基礎科目 18 単位のうち実験 2 単位（生物学実験、化学実験）を含む 14 単位以上を修得し、総修得単位数が 72 単位以上あること。
- 2 年次に TOEIC を受験していること。

研究室仮分属にあたっては、3 年次前学期終了時に、科学論文読解 1 を含めて 90 単位（編入生の場合は 80 単位）以上を修得していること。

卒業研究の履修にあたっては、3 年次終了時に、科学論文読解 2 を含めて 108 単位（編入生の場合は 98 単位）以上を修得していること。

11. 教育職員免許状・各種資格の取得について

教育職員免許状

農学部において取得できる教育職員免許状及び取得方法については、以下のとおりである。従って、教育職員免許状を取得しようとする者は、入学当初より履修計画を立てる必要がある。

1. 免許状の種類及び教科等

学 科	免 許 の 種 類	教 科	必要修得単位数※ 2							
			教科及び教科の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目	合計
			教科に関する専門的事項	各教科の指導法			教育実習	教職実践演習		
生物資源科学科	高等学校教諭一種免許状	理科農業	20 + 12 ※ 1	4	10	8	3	2	(12) ※ 1	59
応用生命科学科		理科								

※ 1. 大学が独自に設定する科目は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち24単位を超える単位又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」のうち23単位を超える単位で修得する。

ただし、本学部においては特別な事情がない限り「教科に関する専門的事項」の修得をもってあてる。

※ 2. 「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位の半数までは、「教科に関する専門的事項」の単位の修得をもって替えることができる。ただし、この場合でも「各教科の指導法」は1単位以上、「教育の基礎的理解に関する科目」は4単位以上、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は5単位以上、「教育実習」は2単位以上修得する必要がある。

2. 免許状の教科別修得必要単位数及び履修年次等

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

① 教科に関する専門的事項

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数	備 考
理 科	物 理 学	1 単位以上	4. 学科（コース）別 専門科目表を参照
	化 学	1 単位以上	
	生 物 学	1 単位以上	
	地 学	1 単位以上	
	物 理 学 実 験	1 単位以上	
	化 学 実 験		
	生 物 学 実 験		
	地 学 実 験		
必 要 修 得 単 位 数 合 計		32	
農 業	農 業 の 関 係 科 目	1 単位以上	4. 学科（コース）別 専門科目表を参照
	職 業 指 導	4 単位	
必 要 修 得 単 位 数 合 計		32	

(注) 1. 学科（コース）別専門科目表（17ページ～27ページ）の「教科に関する専門的事項」欄は、教育職員免許状の取得のために指定された「教科に関する専門的事項」であるので、それらの中から選択して履修すること。

2. なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修科目であるので必ず履修すること。

② 各教科の指導法

免許法に定める科目区分	授業科目	単位	年次	理科	農業
各教科の指導法	(中等) 理科教育法Ⅲ	2	2～3	○	
	(中等) 理科教育法Ⅳ	2	2～3	○	
	農業科教育法Ⅰ	2	2～3		○
	農業科教育法Ⅱ	2	2～3		○
	計	4			

(2) 教育の基礎的理解に関する科目 等

免許法に定める科目区分	授業科目	単位	年次	理科	農業	備考
教育の基礎的理解に関する科目	(中等) 教育の原理	2	2～4	○	○	教職教養科目
	(中等) 発達と学習	2	2～4	○	○	教職教養科目
	(中等) 教育と社会	2	3～4	○	○	教職教養科目
	(中等) 教職入門	2	1	○	○	
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	2～3	○	○	
	教育課程論	1	3	○	○	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法論	1	3	○	○	
	教育とＩＣＴ活用	1	3	○	○	
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	3	○	○	
	生徒指導・進路指導	2	3	○	○	
	教育相談	2	3	○	○	
教育の基礎的理解に関する科目	教育実習事前・事後指導	1	3～4	○	○	
	教育実習Ⅱ	2	4	○	○	※卒業単位に含むことはできない。
	教職実践演習(中・高)	2	4	○	○	
	計	23				

(注) 1. ○が付してある科目を履修すること。

2. 教育実習Ⅱの単位は卒業要件単位数に含まれないので注意すること。

※教育実習

4年次に、各自出身高校にて行うが、その申込手続は3年次から次のとおり行う。

- ① 教育実習についての説明会及び教育実習希望者登録【3年次の4月】
- ② 学生が出身高校へ内諾依頼【3年次の4月～8月】
- ③ 高等学校からの内諾書を大学に提出【3年次の9月】
- ④ 教育実習事前指導【3年次の12月】
- ⑤ 大学から実習予定校へ委託手続き【4年次の4月】
- ⑥ 教育実習(2週間)【4年次の5月・6月、又は9月】
- ⑦ 教育実習事後指導【4年次の後期】

〔注〕教育実習等、「教育職員免許状」の取得に必要な履修方法及び手続き方法については、改めて各年次で詳細にガイダンスを行う。

教育学部以外の教育実習の受講資格に関する申合せ

平成29年9月8日制定
令和2年2月28日改正
教職センター運営委員会

教育実習を受講するに際しては、3年後期（教育実習実施前年度後期）までに、次の要件を満たしていること。

- 1 教員採用試験を受験する強い意志
- 2 教育実習事前指導の履修
- 3 教職入門の2単位、教科教育法（Ⅰ～Ⅳのいずれか）2単位の修得
- 4 上記3以外の「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、中学：12単位以上、高校：10単位以上の修得
- 5 教員免許状取得に必要な教養科目（日本国憲法、健康体育実技Ⅰまたは健康体育実技Ⅱ、健康体育演習、英語コミュニケーション、情報処理・データサイエンス演習）8単位のうち、5単位以上の修得
- 6 その他、上記の科目も含めて、各学部で定めた所定の単位数以上の修得
- 7 麻疹の予防接種、健康診断の受診
- 8 学研災付帯賠償責任保険への加入

- 付記 1) 本申合せは2020年度入学生より施行し、それ以前の在校生については従前の例による。
- 2) 編入学後に免許科目の取得を始めるなど、考慮すべき事情がある場合は、教務委員会等での承認のもと、上記要件を満たしていない場合でも受講を認めることがある。

(3) 施行規則第66条の6に定める必修科目（教養科目）

区分		授業科目	単位数		年次	備考
			必修	選択		
教 養 科 目	教養展開科目	日本国憲法	2		1～3	
	教養基礎科目	英語コミュニケーション	2		1	
		健康体育実技Ⅰ		1	1～3	1科目 選択必修
		健康体育実技Ⅱ		1	1～3	
		健康体育演習	1		1～3	
		情報処理・データサイエンス演習	2		1	

【教育職員免許法】抜粋

第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。

（略）

別表第一 抜粋

免許状の種類		所要資格基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数
		基礎資格	教科及び教職に関する科目
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	59

【教育職員免許法施行規則】抜粋

第5条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる

別表第一 抜粋

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各教科に含めることが必要な事項	一種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教職に関する科目	教科に関する専門的事項	24
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (4)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8 (5)
			特別活動の指導法	
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	
			生徒指導の理論及び方法	
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	3 (2)
			教職実践演習	2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		12

備考

(略)

5 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

(略)

第66条の6

免許法別表第一備考第4号に規程する文部科学省で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位とする。

(略)

「甲種危険物取扱者」受験資格

本学部を卒業した者は甲種危険物取扱者の受験資格を有する。

生物資源科学科「二級建築士・木造建築士」受験資格

下記指定科目表の各分類における所要単位数を満たした上で、総計20単位以上を修得して卒業することにより、二級・木造建築士受験資格が得られる。試験合格後に免許を登録するためには、総計30単位以上を習得して卒業した後に建築実務の経験を1年、もしくは総計20単位以上を習得して卒業した後に建築実務の経験2年を有することが必要になる。

2023年度以降の入学者適用

指定科目の分類	必要単位	開講科目	学年	単位数
①建築設計製図	3 単位以上	設計製図	3	2
		住環境設計製図演習	3	3
②建築計画	2 単位以上	住居計画	2・3	2
③建築環境工学		住環境工学	2・3	2
④建築設備		室内環境学	3	2
		都市計画論*	2	2
⑤構造力学	3 単位以上	生物材料科学概論	2	2
⑥建築一般構造		材料力学	2	2
⑦建築材料		木質機能科学	2	2
		バイオサイエンス実験Ⅰ	2	1
		木質材料学	2	2
		生物材料接着学	2	2
		木質構造学	3	2
		木質科学実験	3	1
⑧建築生産	1 単位以上	建築生産	3	1
⑨建築法規	1 単位以上	建築法規	3	1
⑩その他	適宜	木材加工学**	2	2
		緑地景観学	2	2
		技術者倫理	3	1
		木材保存学	3	2
		測量学実習	3	2

*グローバル共創科学部における科目

**教育学部における科目

生物資源科学科「樹木医補」

下記履修科目表のうち、講義科目 6 分野以上を選び14単位及び実験実習科目 4 分野 4 科目以上を履修すること。

令和 5 年度以降の入学者適用

区 分		講義科目	実験実習科目
分 野 別	樹木の分類	野生植物分類学（1 単位）	野生植物分類学実習（1 単位） 卒業研究（6 単位）
	樹木の生態・生理	森林生態学（2 単位） 造林学（2 単位） 植物生理学（2 単位）	富士・南アルプス生態学実習（1 単位） 森林生態管理学実習（1 単位） 卒業研究（6 単位）
	立地・土壌	土壌圏科学（2 単位） 応用気象学（1 単位）	環境サイエンス実験（1 単位） 卒業研究（6 単位）
	植物病理	植物病理学（2 単位）	卒業研究（6 単位）
	昆虫・動物	基礎昆虫学（2 単位） 応用昆虫学（2 単位）	卒業研究（6 単位）
	樹木医学	植物医科学（2 単位）	卒業研究（6 単位）
	農薬科学		卒業研究（6 単位）
	造園学	緑地景観学（2 単位）	卒業研究（6 単位）
	樹木医補総合		バイオサイエンス実験Ⅰ（1 単位） 樹木医総合科学実習（1 単位）

※実験実習科目については単位数ではなく、科目数であるので注意すること。

また、卒業研究は同一科目が複数分野に記載されているが、当該科目が資格認定として認められる分野は 1 分野に限る。卒業論文を実験実習に登録する場合には、成績証明のほかに指導教員が樹木医学研究にかかる分野の内容であることを証明することが必要となる。

詳細は、年度当初のガイダンスに出席し確認すること。

生物資源科学科「森林情報士2級（森林GIS）」

生物資源科学科において、A群の分野区分のうち2分野以上から講義科目8単位以上、実習科目4単位以上を取得し、かつ、B群の講義科目2単位以上、実習科目1単位以上を取得した者は、必要な書類を整え一般社団法人日本森林技術協会に申請すれば、森林情報士2級（森林GIS）の資格が得られる。

科目内容表 A群（森林学一般内容表）

分野	内容	講義科目		実習（演習）科目	
		科目	単位数	科目	単位数
管理・経営	緑地景観、測量	緑地景観学	2	測量学実習	2
育成・利用	造林	造林学	2		
生態・保護	野生動植物、生態学	野生植物分類学	1	野生植物分類学実習	1
		基礎生態学	2	富士・南アルプス生態学実習	1
		森林生態学	2	森林生態管理学実習	1
				生物資源科学基礎実習	1
水土保持	砂防、治山、治水、保安林など	森林水文学	2		
		山地保全学	2		
		保全生態学	2		

科目内容表 B群（森林情報士部門別関係科目内容表）

分野	内容	講義科目		実習（演習）科目	
		科目	単位数	科目	単位数
森林GIS	GISの基礎知識と基本操作、森林管理への応用事例	空間情報科学	2	地学実習	1

応用生命科学科「食品衛生管理者」「食品衛生監視員」

応用生命科学科では下記指定科目表のうち、化学、生物化学、微生物学及び公衆衛生学関係科目群のそれぞれ1科目以上、その単位の合計で22単位かつその他の関連科目を含めて40単位以上を修得することで、「食品衛生監視員」の受験資格が得られる。

(要件を満たせば修得見込みでも受験が可能。)

※食品衛生管理者については、卒業後、就職先の事業所を通して「食品衛生管理者設置の届出」を行うことで資格が得られる。

令和7年度以降入学者適用

区 分	授 業 科 目	単位		
化学関係科目	有機化学(2) 生物有機化学(2) 分析化学 1 (2) 分析化学 2 (2)	1 科目 以上	22 単位 以上	
生物化学 関係科目	生化学 A(2) 生化学 B(2) 応用生命科学実験 1 (2) 応用生命科学実験 2 (2) 応用生命科学実験 3 (2)	1 科目 以上		
微生物学 関係科目	食品製造化学(2) 食品保存学(1)	1 科目 以上		
公衆衛生学 関係科目	食品衛生学(2) 環境衛生学(1)	1 科目 以上		
その他の 関連科目	細胞生物学(2) 分子生物学(2) 動物生理学(2) 動物機能学(2) 植物栄養学(2) 応用微生物学(2) 分子生物工学(2) 動物生命科学(2) 栄養化学(2) 分子細胞生物学(2) 食品機能化学(2) 植物生理学(2) 遺伝子工学(2) 遺伝学(2)	40単位以上		

※ () は単位数を示す

◎卒業に必要な単位数との関係

卒業に必要な124単位以上の中に、本資格取得の履修要件である40単位以上を含むこと。

「普及指導員」受験資格 「林業普及指導員」受験資格

本学部を卒業後、実務経験4年以上（大学院の場合は2年以上）を要する。

12. 静岡大学農学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せ

平成18年9月14日	農学研究科委員会
平成20年3月3日	一部改正
平成27年2月5日	一部改正
令和2年3月2日	農学専攻会議一部改正
令和4年2月14日	農学専攻会議一部改正
令和6年12月12日	農学専攻会議一部改正

(趣旨)

- 1 静岡大学学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せ(平成18年6月14日制定)及び静岡大学情報学部・理学部・工学部及び農学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せ(令和2年2月21日制定)に基づき、農学部学生の受講に関し必要な事項を定めるものとする。

(受講手続き)

- 2 大学院総合科学技術研究科農学専攻への入学試験に合格している又は入学を志望している農学部4年生で、大学院総合科学技術研究科農学専攻における授業科目の受講を希望する者は、別紙「大学院授業科目早期受講申請書」により受講申請を行うものとする。
- 3 指導教員及び農学部長は申請者の受講が教育・研究上有益と認めた場合は、受講可能授業科目担当教員の承認を得たうえ農学専攻長に推薦し、農学専攻長が受講を許可する。

(受講可能授業科目)

- 4 受講できる授業科目は別表Ⅰのうちから、6単位以内とする。ただし、学士修士一貫教育特別プログラムの農学部学生が受講できる授業科目は別表Ⅱのうちから12単位以内とする。

(受講証明)

- 5 農学専攻長は、受講した授業科目の試験に合格した学生の単位の認定を学部学生としての在学期間中には行わず、受講学生に別紙「大学院授業受講証明書」を発行する。

(成績評価)

- 6 受講学生の成績評価については、農学専攻における評価基準(「秀」・「優」・「良」・「可」及び「不可」の評語)とし、農学専攻は授業担当教員から提出された成績評価について管理する。

(単位の認定)

7 大学院授業科目早期受講学生が、大学院入学後に当該科目の受講証明書を添えて既修得単位の認定を申し出ることにより、大学院入学年度における単位として認める。

ただし、大学院授業科目早期受講学生が、大学院総合科学技術研究科農学専攻に入学した場合、受講授業科目の全てを大学院入学年度における単位として移行認定する。

8 認定する単位は、農学部学生が大学院に入学した年度の前年度に受講した単位に限るものとする。

(授業の開講)

9 受講可能授業科目として指定された授業科目であっても、大学院学生の受講希望者がいない場合には、当該授業科目は開講しない。

(附則)

10 この申合せは、令和4年度前学期(令和4年4月1日)から実施される授業に適用する。

別表Ⅰ(第4項関係)

授 業 科 目	単 位	備 考
先端機器分析科学Ⅰ	2	
先端機器分析科学Ⅱ	2	
フロンティア科学特論Ⅰ	1	
フロンティア科学特論Ⅱ	1	

別表Ⅱ(第4項関係)

授 業 科 目	単 位	備 考
先端機器分析科学Ⅰ	2	
先端機器分析科学Ⅱ	2	
フロンティア科学特論Ⅰ	1	
フロンティア科学特論Ⅱ	1	
大学院キャリアデザイン	1	
生物資源科学特別講義Ⅰ	1	
生物資源科学特別講義Ⅱ	1	
応用生命科学特別講義Ⅰ	1	
応用生命科学特別講義Ⅱ	1	
静岡学連携特別講義	1	

13. 教 務 に つ い て

主として、1・2年生が主体の全学教育科目にかかわることは共通教育A棟の学務部教務課教務係が担当し、専門科目については農学部学務係が担当する。

全学教育科目関係については別冊子（「全学教育科目履修案内」及び「授業時間割全学教育科目」）を十分に参照すること。

(1) 教育課程について

本学部での教育課程は、農学部規則別表第1のとおり学科ごとにそれぞれ専門科目が定められている。卒業するには専門科目、教養科目及び自由科目を合わせて124単位以上を履修しなければならない。なお、学科ごと（生物資源科学科はさらにコースごと）に定める卒業要件に従って単位を修得しなければならないので注意すること。（別表第2参照のこと）

(2) 単位について

単位の計算については農学部規則第6条による。それぞれの授業科目の単位は分割しては与えられない。

(3) 単位の認定について

単位は、その科目の成績審査により合格した者に対して与えられるが、受講時間の不足の者に対しては与えられないことがある。その場合には再受講しなければならない。

(4) 他学部・他学科の授業科目の履修について

他学部の授業受講を希望する者は、授業担当教員の承諾を得たうえで、農学部学務係に「他学部授業履修届」を提出し、履修登録する。

他学部・他学科の授業科目を履修する場合には、当該学部・学科の指定履修年次以上でなければならない。

また、所属する学科で開講される授業科目は他学科履修できない。

(5) 自由科目について

他学部・他学科専門科目を含む専門科目及び教養科目で必要単位数を超えた単位数、並びに教職等資格科目（専門科目）の修得単位のうち、生物資源科学科にあっては15単位（ABP留学生コースは7単位）までを、応用生命科学科にあっては12単位（ABP

留学生コースは5単位)までを「自由科目」の単位として卒業必要単位数に含めることができる。

(6) 授業時間割表について

1. 授業時間割表は、履修登録期間開始前に農学部ホームページにて公開する。
2. 授業時間は1年を通じて次のとおりである。

1・2時限	8時40分～10時10分
3・4時限	10時20分～11時50分
5・6時限	12時45分～14時15分
7・8時限	14時25分～15時55分
9・10時限	16時05分～17時35分

(7) 履修手続きについて

本年度受講しようとする定期授業について、教養科目、専門科目等すべてを前期及び後期の定められた履修登録期間内に学務情報システム上で登録しなければならない。登録していない場合は受講しても単位は認定されない。

なお、集中講義については、6月および10月に掲示により案内するので、それに従って履修登録すること。

(8) 学務情報システムについて

学務情報システムは、教務等の様々な手続をインターネットにつながっているパソコンやスマートフォン等の端末の画面上で行うシステムである(詳しくは「全学教育科目履修案内」参照)。

システムを利用するにあたっては、以下の事項を厳守すること。

1. 登録手続期間を確実に守ること
2. 学生自身の住所や電話番号、メールアドレス等を変更した場合、システムに入力し変更手続を確実に履行すること
3. セキュリティや個人情報の侵害となる行為を厳に慎むこと
4. 学生個人のID、パスワードの情報を厳格に管理し他人に漏らさないこと
5. パスワードの定期的変更を確実に行うこと

(9) 試験について

1. 定期試験……学期の終わりに期日を決めて実施するが、その授業科目及び日程等については1週間前に掲示発表する。

試験にあたって不正行為を行った場合は、懲戒処分とともに当該学期の履修科目（教養科目も含む）の単位をすべて無効とするなど、厳しく処罰される。

2. 追試験……農学部規則第9条により次の場合にのみ追試験を行うことがある。

(ア) 病気（医師の診断書を要する）

(イ) 忌引（1・2親等に限り、死亡の日から原則として1週間以内）

(ウ) その他やむを得ない理由（具体的な事由を証明する資料を要する）

前記の事項に該当し、追試験を希望する者は、試験日から原則として1週間以内に追試験願に必要書類を添え、その科目の担当教員の承認を得たうえで学務係に提出しなければならない。追試験は原則としてその定期試験終了後1か月以内に行う。

3. 再試験……試験に不合格となった場合、その科目の担当教員の判断により再試験を行う場合がある。

ただし、再試験で合格した場合の評価は「可（60点）」とする。

(10) 成績の通知について

成績は各学期ごと学務情報システムにより各自で確認する。

(11) 成績評価に関する疑義に対する手続について

農学部専門科目の成績評価に疑問がある場合は、農学部学務係において「成績評価に関する質問書」を受け取り、次学期の履修登録期間終了日まで（対象科目への成績が卒業や進級に影響する場合は、前学期の成績評価については8月末日まで、後学期の成績評価については2月末日まで）に、農学部学務係に提出すること。

(12) 掲示について

授業関係（試験、休講、教室変更など）及び学生生活に関わる学生への通知は、メールだけでなく掲示によって行う場合もあるので見落とさないように注意すること。1日に1回は時間を定めて「農学部掲示板」及び「共通教育A・B棟掲示板」を見る習慣を身につけておくこと。

(13) 休講および補講について

休講の連絡は原則として学務情報システムによって行われる。

自然災害等による一斉休講措置のガイドライン（抜粋）

（大雨・暴風等による休講の基準）

大雨・暴風等により、キャンパスの所在地において、以下のいずれかの基準に該当した場合は、該当するキャンパスを一斉休講とする。

- (1) 大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき
- (2) 大雨警報又は暴風警報が発表された状況において、公共交通機関（大学に通じる市内路線バス、静岡駅・浜松駅発着のJR在来線。以下同じ。）のいずれかが不通となっているとき
- (3) 避難指示又は緊急安全確保が発令されたとき

（大雨・暴風等による休講の適用対象）

休講基準に該当した場合、授業の開講時間帯に応じて、以下のとおり休講とする。

- (1) 午前の授業：午前7時の時点で休講基準に該当している場合は休講とする。
- (2) 午後の授業：午前11時の時点で休講基準に該当している場合は休講とする。
- (3) 夜間の授業：午後4時の時点で休講基準に該当している場合は休講とする。
- (4) 集中講義・休日授業：(1)から(3)を原則としつつ、各科目の開講時間帯等を考慮し休講とする。
- (5) その他：(1)から(4)の時間帯において、授業開講中に休講基準に該当した場合は、必要に応じて、授業を中断して当該時間帯を休講とする。

（地震による休講の基準）

地震により、キャンパスの所在地（直近の観測点）において、以下のいずれかの基準に該当した場合は、該当するキャンパスを一斉休講とする。なお、休講の適用対象は大雨・暴風等の場合に準じる。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生又は大津波警報が発表されたとき
- (2) 震度5弱以上の地震が発生又は津波警報が発表された状況において、公共交通機関のいずれかが不通となっているとき
- (3) その他、地震の影響で学生の安全又は通学手段に重大な支障が出ているとき
- (4) 気象庁による「南海トラフ地震臨時情報」の発表を受け、本学において一斉休講が必要であると判断したとき

（休講決定の周知）

本ガイドラインにより大学が休講を決定したときは、大学ホームページへの掲載により、通知する。また、学務情報システムの一斉メール等による通知もあわせて行う。

14. 学生生活及び厚生指導について

学生生活および厚生指導にかかわることは、教務課、学生生活課、就職支援室及び農学部学務係が担当する。（「学生生活ポータル」を十分に参照すること。）

学生生活ポータル <https://www.shizuoka.ac.jp/education/campuslife/student-life-portal/>

(1) 学籍番号

本学における学籍を示すもので試験の答案、諸届の提出及び証明書の申し込み等のときは必ず記入しなければならない。

学籍番号だけで処理される場合もあるので氏名と同様に重要なものである。学籍番号は電算機処理のため8桁の英数字を用いている。

(2) 学生証

入学の際全員に交付する。学生証は学生の身分を証明するものであるから常に携帯し、紛失しないよう極力注意すること。

試験、諸証明の申し込み、学生割引乗車券及び定期券の購入、図書館の利用等すべてにわたり学生証により身分が確認され、手続きが成立する。

学生証を紛失又は汚損したときは、速やかに農学部学務係に届け出るとともに、再発行手続（有償）を行うこと。

なお、卒業や退学等により学籍を離れるときは返納すること。

(3) 厚生指導について

学生が有意義な学生生活を送るために学生委員会、就職戦略室、教務委員会、クラス担任教員、学生相談室及び学務係をおいている。

（学生委員会）

学生の厚生指導に関する仕事を担当している。

（就職戦略室）

クラス担任や学生委員会と共に、学生の就職指導に関する仕事を担当している。

（教務委員会）

授業関係など教務全般にわたる仕事を担当している。

（クラス担任教員）

入学年度別の学科ごとに担任教員が決められている。各担任教員は担当学生の指導にたずさわる一方、就職進学の実支援等、多方面にわたって学生の面倒を見てくれるこ

とになっているから、常に遠慮なく相談し、指導を受けることが望ましい。

(学生相談室・修学サポート室)

学生相談室では、学生生活に関するさまざまな問題(学業、人間関係、進学、就職、日常生活のトラブル、心理的なこと)に対して、学生相談員(カウンセラー及び教員)が相談に応じ、助言や必要な情報を提供します。

共通教育A棟5階501室 電話237-7309

ウェブサイト <https://www.scas.support.shizuoka.ac.jp/>

修学サポート室は障害学生支援室の学内における通称です。修学サポート室では、身体障害・発達障害・精神障害があるために修学上の困難を感じている学生に対して、専任教員がご相談に応じ、特性やニーズに合わせて必要な支援や配慮の提供をコーディネートします。

共通教育A棟5階502室 電話238-4333

ウェブサイト <https://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp/>

(学務係)

農学部学務係は次の事務を取り扱っている

1. 入学者選抜に関すること
2. 学科課程及び授業に関すること
3. 学外実習に関すること
4. 入学、退学、転学、休学、復学、留学、卒業に関すること
5. 除籍に関すること
6. 教員免許状及び単位に関すること
7. 学生証、成績証明書その他の証明に関すること
8. 職業指導及び就職斡旋に関すること
9. 課外活動及びその施設に関すること

(学生生活課・就職支援室、共通教育A棟3階)

1. 授業料等免除申請書受理
2. 奨学金申請書受理
3. 通学証明書
4. 学生旅客運賃割引証(学割証)(共通教育A棟2階の証明書自動発行機により発行)
5. 学寮及び下宿・アパート案内に関すること
6. 保健管理に関すること
7. 学生教育研究災害傷害保険
8. 国民年金関係

9. 就職情報提供・収集、求人票受理・公表

10. 就職相談・助言

(4) 証明書類の交付について

ア. 証明書自動発行機で発行されるもの

- 在学証明書
- 卒業見込証明書
- 学業成績証明書
- 学生旅客運賃割引証
- 健康に関する証明書

※証明書自動発行機設置場所

共通教育A棟2階教務課発行機専用室内（※月～金8：30～17：00）

共通教育L棟0階人文社会科学部学務係室内（※月～金13：30～17：00）

※年末年始や夏季休業期間はこの限りではない。

イ. 農学部学務係へ交付申請し、発行されるもの

- 単位修得証明書等

※証明書を必要とする3日前（土・日・祝祭日を除く）までに申し込むこと。

ウ. 学生生活課（生活支援係）へ交付申請し、発行されるもの

- 通学証明書

〔注意〕

- ① 証明書類の不正使用は絶対にしないこと。特に学割証や学割証で購入した乗車券の貸与、譲渡は禁止されている。不正行為が摘発されたときは、高額の追徴金を徴収され、静岡大学全体が発行停止の処分を受ける等のことにもなるので厳に慎むこと。
- ② 通学証明書は現住所最寄駅から学校所在地最寄駅までの区間を乗車する場合に限り利用できる。
- ③ 学割証の年間使用枚数は1人20枚である。学割証は発行の日を含めて3ヵ月有効であるから年間の使用計画をたて、自分の割当枚数を超過しないようにしなければならない。この学割証は片道101km以上を旅行する場合に限り使用することができる。なお、1回の申請枚数は4枚を限度とすること。
- ④ 私鉄で特別に定められた証明書用紙がある場合は、自分で用紙を準備のうえ、所要事項を記入し、申し込むこと。

(5) 遺失物・拾得物について

大学構内で忘れ物・落し物をしたとき、又は他人の持ち物を拾ったときは、速やかに教務課教務係もしくは農学部学務係へ申し出ること。

(6) 盗難防止及び届出

貴重品や現金及び自転車・バイク等の盗難が毎年発生している。次のことに留意して盗難防止に心掛けること。

ア. 現金等の貴重品

① 多額の現金は持ち歩かないことを心掛け、銀行・郵便局等のキャッシュカードを利用すること。なお、大学会館1階にATMが設置してある。

また、下宿先等でも同様の注意が必要である。

② 現金等の貴重品は、自分の身から離さないこと。特に体育館の更衣室での盗難が多いので、体育の授業の時は担当教員に預けること。

イ. バイク・自転車等

① バイク・自転車から離れるときは必ず施錠をすると共に、バイクにはハンドルロックをすること。

② ヘルメットは車体に取り付け、施錠しておくこと。

③ バイク・自転車には車体番号が付されているので、車両ナンバーと共に車体番号も記録しておくこと。

ウ. 学内（駐輪場を含む）で盗難にあったとき、あるいは不審者を目撃したときは、直ちに教職員又は学務係に届け出ること。学外の場合は、最寄りの交番等に速やかに届け出ること。

(7) 就職指導について

就職に関する各種講習会の企画や就職情報の提供などの全般的な指導は就職戦略室が担当し、個別の就職支援や相談については就職戦略室員及びクラス担任教員が担当している。農学部には農学総合棟2階に就職支援室があり、情報の収集や農学部生向け求人や会社情報などの閲覧が可能である。

(8) 福利厚生について

（静岡大学農学部援護会）

本会は農学部及び大学院総合科学技術研究科農学専攻の学生の勉学、福利厚生等を図ることを目的として設立されている（農学部援護会規約）。

現在、農学祭、新入生歓迎行事等への補助及び就職に関する援助などを行っている。

(大学会館)

大学会館は、教職員と学生及び学生相互の人間関係を深めるとともに教職員及び学生の福利厚生に寄与した学園生活を豊かにすることを目的として設置されている。会館内の施設内容及び使用申請については、学生生活課（学生企画係）へ問い合わせること。

(談話コーナー)

共通教育棟には、A棟1～4階、C棟3・4階及びL棟2・3階の廊下に、農学部棟には、農学総合棟2～6階にリフレッシュスペース及び交流コーナーが設けられていて、休憩・談話等自由に使用できる。

(学生への貸出物品)

農学部では、次の各種の用具類の貸出しを学務係で行っているので利用されたい。

なお、貸出物品を目的外使用したり又貸したり、返却期間に遅れたりした学生または学生団体は、以後物品の貸出を認めない。

電気コードリール・折たたみ椅子・長机・ポスターパネル・液晶プロジェクター

(静岡大学生生活協同組合)

大学の学生・教職員で組織している学内厚生事業団体で、食堂・売店等の事業を行っている。出資金（21,000円）を添えて申し込めばすぐに加入でき、食堂・売店等で組合員価格のサービスが受けられる。

(1) 食 堂

第1食堂・第2食堂・第3食堂がある。

なお、食堂の利用については生協に問い合わせること。

(2) 売 店

大学生活をしていく上に必要な書籍、文房具及び食料品、衣類、家具、化粧品、電化製品、雑貨等を販売している。

(9) 学生表彰について

本学学生で学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、かつ、学会又は社会的に高い評価を受けた者など、学生の功績に対して表彰する制度がある。

又、農学部学生には、さらに以下のような時の成績優秀者等に対して表彰する制度がある。

(ア) 2年次終了時点での修得単位の数値化に基づく成績優秀者

(イ) 卒業時における4年次までの修得単位の数値化に基づく成績優秀者

(ウ) プレゼンテーション能力評価に基づく表彰

(省略)

(10) 学生の懲戒について

学生の懲戒対象行為については、規則に基づきその処分が決定される。学外における交通事故等での法令違反についてもその度合いにより懲戒処分事案とされる場合があるので、社会一般の法令遵守について注意を喚起している。又、定期試験等における不正行為についても、大学内での学生本分としての行為にもとる行為として、厳に注意喚起している。

15. 農学部諸施設について

(1) 農学総合棟の開扉・閉扉

開扉 平日（月～金） 午前 8：00

閉扉 平日（月～金） 午後 8：00

平日の閉扉後並びに土・日・祝祭日等に学部 3・4 年生（3 年生は研究室分属後）、研究生、大学院生等が実験研究のため使用する場合は学生証（4 年生以上は登録済）によってのみ出入りができる。3 年生で入退棟を希望する者は事前に指導教員に申し出る。出入りの際は開扉した後、必ず閉扉を確認する。

(2) 学科が管理する各室の使用

実験室、製図室、情報端末室の使用を希望する者は指導教員に申し出ること。

(3) 講義室の使用

正規の授業時間以外に講義室の使用を希望する場合は、使用願を学務係に提出し、学部長の許可を得なければならない。これらの使用は午前 8 時 30 分から午後 8 時までとするが、特別の場合（集中講義、論文発表会、研究会、学会など）はこの限りではない。

(4) その他の注意事項

ア．構内での喫煙は禁止である。

イ．校内施設の美化のため紙屑、空ビン、空缶などをみだりに捨てたり、放置しないこと。

ウ．講義室内は原則、飲食禁止である。ただし蓋つきの飲料については可とする。

エ．掲示は指定の場所に行うこと。

16. 学内における交通規制等について

(1) 学内における交通規制について

構内には許可車輛以外は乗入れできない。学内から交通事故や騒音を排除するため、別に定める大谷地区構内交通規制要項（「学生生活ポータル」参照）及び同運用方針に従って、構内交通規制を行っているので遵守されたい。二輪車は第1・第2及びバイク・オートバイ専用駐輪場（仮設）・自転車専用駐輪場（仮設）に置くこと。これらの定めは授業のない時間帯でも有効である。

（なお、片山寮生には、正門・学寮間の二輪車の通行に限って許可されている。）

(2) 事故処理について

学内において交通事故等が発生した場合は、直ちに最寄りの部局または守衛所に連絡すること。休日・夜間などの連絡先は正門わきの守衛所（238-4444）とする。

なお、学内の事故を警察に連絡する時は、必ず事前に大学に連絡すること。

（「学生生活ポータル」掲載の「こんなときはこちらへ」を参照）

学外における交通事故も増加の一途をたどっており、交通安全について学生諸君の自覚・自重が強く望まれる。事故を起こした場合は学務係に連絡すること。また、指導教員に相談するとよい。

17. 留 学 に つ い て

大学間交流協定校への留学を希望する学生は、国際課（共通教育A棟4階）へ問い合わせること（大学が選考・派遣する留学に限る。）。なお、交換留学を希望する場合は、派遣先言語又はTOEFL等の語学能力の基準を満たす必要がある。

留学を希望する学生は、農学部学務係へ留学願及び外国留学等計画書を提出し、学務情報システムのLiveノートから渡航情報を入力する必要がある。また、留学情報を外務省が提供する「たびレジ」「オンライン在留届」に登録すること。

なお、令和5年度派遣より、大学間及び部局間交流協定に基づく交換留学中の在籍は「留学」となる。

また、留学期間は在学期間に算入され、留学期間中の授業料は納入する必要があるが交流協定により留学先での授業料は不徴収となる。

18. 国立大学法人静岡大学学則

(昭和24年12月21日制定)

(目的、使命)

第1条 国立大学法人静岡大学(以下「本学」という。)は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的・使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進を図るため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

(教育研究上の目的の公表)

第3条の2 本学は、学部、学科、課程又は教育プログラムごとに、人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規則又は地域創造学環規則に定め、公表するものとする。

(構成)

第4条 本学に、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部、農学部及びグローバル共創科学部を置き、各学部の学科及び課程は、次のとおりとする。

人文社会科学部	社会学科
	言語文化学科
	法学科
	経済学科
教育学部	学校教育教員養成課程
情報学部	情報科学科
	行動情報学科
	情報社会学科

理 学 部	数学科
	物理学科
	化学科
	生物科学科
工 学 部	地球科学科
	機械工学科
	電気電子工学科
	電子物質科学科
	化学バイオ工学科
農 学 部	数理システム工学科
	生物資源科学科
	応用生命科学科
グローバル共創科学部 グローバル共創科学科	
(地域創造学環)	

第4条の2 各学部（教育学部及びグローバル共創科学部を除く。）に、全学学士課程横断型教育プログラムとして、地域創造学環を置く。

第5条 本学に、大学院を置く。

第6条 本学に、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所を置く。

第7条 本学に、次のとおり学部附属の教育研究施設を置く。

理 学 部 放射科学教育研究推進センター

農 学 部 地域フィールド科学教育研究センター

(共同利用)

第7条の2 前条に掲げる農学部附属の地域フィールド科学教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができるものとする。

第8条 教育学部に、次のとおり附属学校を置く。

附属幼稚園

附属静岡小学校

附属浜松小学校

附属静岡中学校

附属浜松中学校

附属島田中学校

附属特別支援学校

第9条 本学に、次のとおり学内共同教育研究施設を置く。

大学教育センター
学生支援センター
全学入試センター
情報基盤センター
防災総合センター
浜松共同利用機器センター
教職センター
地域創造教育センター
サステナビリティセンター
静岡共同利用機器センター

第9条の2 本学に、次のとおり学内共同利用施設を置く。

こころの相談室
キャンパスミュージアム
高柳記念未来技術創造館
ハラスメント相談室

第9条の3 本学に、教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進するためイノベーション社会連携推進機構を置く。

第9条の4 本学に、全学情報基盤の一元的推進及び管理を行うため、情報基盤機構を置く。

第9条の5 本学に、教育、学生支援及び入学者選抜に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の教育、学生支援及び入学者選抜の質の向上と一層の推進を図るため、全学教育基盤機構を置く。

第9条の6 本学に、国際交流に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の国際交流の質の向上と一層の推進を図るため、国際連携推進機構を置く。

第9条の7 本学に、産官学民共創による持続可能な社会構築に向けた分野横断的教育研究を推進するため、未来社会デザイン機構を置く。

第9条の8 本学に、全学の安全衛生を効率的・効果的に実施・推進するため、安全衛生センターを置く。

第9条の9 本学に、全学的な視点からダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進するため、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進室を置く。

第9条の10 本学に、中期目標・中期計画の取組を支援し、大学改革の推進を図るため、未来創成本部を置く。

第9条の11 本学に、研究設備・機器を戦略的に導入・更新・共用等を図る仕組みを強

化し、研究力の下支え及び研究の向上に資するため、研究設備統括本部を置く。

第9条の12 本学に、本学におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを推進するため、カーボンニュートラル推進本部を置く。

第10条 本学に、附属図書館を置く。

第11条 本学に事務局を置く。

第11条の2 本学に、技術部を置く。

第12条 本学に、保健センターを置く。

第13条 第4条から前条までにに関する規定は、別に定める。

(学術院)

第13条の2 本学に、学術院を置き、次の領域を置く。

人文社会科学領域

教育学領域

情報学領域

理学領域

工学領域

農学領域

融合・グローバル領域

グローバル共創科学領域

2 学術院に関し、必要な事項は、別に定める。

(役員及び教職員)

第14条 本学に、次の役員を置く。

学長 理事 監事

2 本学に、次の教職員を置く。

学長 副学長 教授 准教授 講師 助教 助手 教頭 教諭 養護教諭

技術職員 事務職員 医療職員 その他

第15条 学部には学部長を、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に所長を置く。

2 地域創造学環に地域創造学環長を置く。

3 学部附属の教育研究施設に長を置く。

4 附属学校に校長（幼稚園にあっては園長。）を置く。

5 学内共同教育研究施設に長を置く。

6 附属図書館に館長を置く。

7 事務局に事務局長を置く。

8 保健センターに所長を置く。

9 学術院の領域に領域長を置く。

第15条の2 教育学部に附属学校園統括長を置くことができる。

2 附属学校に副校長、主幹教諭、指導教諭及び栄養教諭を置くことができる。

(学長の職務)

第16条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、役員及び教職員を統督する。

(理事の職務)

第17条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が定める順位に従いその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事に関し、必要な事項は、別に定める。

(監事の職務)

第18条 監事は、本学の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて、学長又は文部科学大臣に意見を提出する。

2 監事に関し、必要な事項は、別に定める。

(副学長、学部長等の職務)

第19条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

3 前項に定めるもののほか、第15条各項に定める組織の長は、当該組織に関する校務又は業務をつかさどる。

(学科長)

第20条 学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、当該学科の運営に関する事項を処理する。

3 学科長に関し、必要な事項は、当該学部の教授会が別に定める。

(役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議、領域会議)

第21条 本学に役員会、学長選考・監察会議、経営協議会及び教育研究評議会を置く。

2 本学に、大学運営会議を置く。

3 本学に、企画戦略会議を置く。

4 本学に、評価会議を置く。

5 学部、大学院、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に教授会を置く。

6 地域創造学環に、地域創造学環運営会議を置く。

7 学術院の領域に、領域会議を置く。

8 役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議及び領域会議に関する規則等は、

それぞれ別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、別に定める。

(学年、学期)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、後学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

第24条 学期は、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(創立記念日)

第25条の2 本学の創立記念日は、6月1日とする。

(授業の休業日)

第26条 授業の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日（人文社会科学部の夜間主コースを除く。）
- (4) 春季休業 3月25日から3月31日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
- (6) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項第4号から第6号までの休業期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第27条 学生の収容定員は、別表Iのとおりとする。

(修業年限等)

第28条 修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

(教育課程)

第29条 本学における教育課程は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために、次の各号に掲げる授業科目の区分をもって体系的に編成し、学部又は教育プログラムごとに4年一貫した教育を行う。

- (1) 専門科目 専攻に係る専門の学芸を教授するための授業科目をいう。
- (2) 教養科目 幅広い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目をいう。

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めにより、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

第30条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、授業科目の単位認定、試験、成績評価等については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする

第31条 授業科目、単位及び履修方法については、各学部、地域創造学環及び大学教育センターが別に定める。

第32条 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第32条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

- 2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の学部における授業科目の履修)

第33条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(大学院授業科目の履修)

第33条の2 学生が本学大学院に進学を志望し、教育上有益と認めるときは、別に定め

るところにより、学生が進学を志望する研究科及び研究院の授業科目を履修することができる。

（他の大学等における授業科目の履修）

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第37条 学生が、職業を有している等の事情により、第28条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別な教育課程の履修)

第37条の2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第38条 本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者に対し、教授会（地域創造学環にあっては地域創造学環運営会議）(以下「教授会等」という。)の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所要の単位のうち、第30条第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、同条第1項の授業方法により64単位以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(学士)

第39条 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第40条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状授与の所要資格を得ることができる。

2 前項の規定により所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。

(入学)

第41条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、後学期の初めとすることができる。

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第43条 入学志望者に対しては、試験を行い、その成績等により選考し、教授会等の意見を聴いて、学長は、入学を許可する者を定める。

2 編入学、転入学又は再入学を志望する者については、選考により入学を許可することがある。

（編入学）

第44条 次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に編入学を許可することがある。

- (1) 大学の学部を卒業した者又は2年以上在学し、所定の単位を修得し、中途退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 教員養成学部2年課程を修了した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち、学校教育法第58条の2に規定する者
- (6) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者
- (7) 学校教育法施行規則附則第7条に規定する者
- (8) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (9) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

2 編入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

（転入学）

第45条 他の大学に現に在学する者（我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程に在学する者を含む。）で、本学に転入学を志望する者

があるときは、学部規則に基づき、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する者は、その現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。

3 転入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(再入学)

第46条 退学又は除籍後2年以内に、再入学を願い出た者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に再入学を許可することがある。ただし、第55条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学志望手続)

第47条 入学志望者は、所定の手続きにより、検定料を添えて、願書を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(入学手続及び入学許可)

第48条 学長は、入学選考に合格し、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転学部及び転学科等)

第49条 学生で、他の学部転学部を志望する者があるときは、関係両学部教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一学部の他の学科に転学科を志望する者があるときは、教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転学部を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(地域創造学環の履修及び履修取りやめ)

第49条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、学生で、地域創造学環の履修又は履修の取りやめを志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

2 学長は、前項に規定する許可をしたときは、必要に応じて、同項の規定により地域

創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の学籍を移すものとする。

- 3 第1項の規定により地域創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(他の大学等への入学)

第50条 学生は、他の大学又は本学の他の学部若しくは地域創造学環の入学試験を受けようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第51条 学生は、他の大学に転学を志望するときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 学生は、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項の留学の期間は、第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に算入する。

(休学)

第53条 学生は、病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学できないときは、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。
- 3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 5 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第54条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第55条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会等の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 第28条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第53条第3項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者

- (4) 授業料又は寄宿料が未納で、督促してもなお納付しない者
- (5) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

(賞罰)

第56条 学生が、研究その他の行為において優れた業績があったときは、学長は、これを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第57条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会等の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第58条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

第59条 停学2か月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(授業料の納付)

第60条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第61条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第62条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第63条 本学において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第64条 本学（大学院を除く。）の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しよう

とする者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。
- 3 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。
- 4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。
- 5 科目等履修生は、教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。
- 6 前項までの規定により、科目等履修生として、本学において一定の単位（大学の学生以外の者で、第42条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を2年を超えない範囲で第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に通算することができる。
- 7 前項の修業年限及び在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。
（聴講生）

第65条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生として入学することのできる者は、第42条の各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を聴講する学力があると認めた者とする。
 - 3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。
 - 4 聴講期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。
- （特別聴講学生）

第66条 他の大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）の学生が、所定の手続きにより、本学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

（短期交流特別学部学生）

第66条の2 外国の大学の学部学生が、本学における短期間の教育研究指導を願い出たときは、短期交流特別学部学生として受入れを許可することがある。

第67条 第63条から前条までにに関する細部についての規程は、別に定める。

(外国人学生)

第68条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学部（地域創造学環を含む。）又は国際連携推進機構において選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第69条 本学に、公開講座を設けることができる。

2 公開講座は、本学の専門的、総合的な教育・研究機能を開放することにより、地域社会に対し広く学習の機会を提供するために行うもので、学長又は学部長が主宰し、これに関する必要な事項は、別に定める。

(学寮、厚生保健施設)

第70条 本学に、学寮その他の厚生保健施設を置く。

第71条 学生が学寮に入寮を希望するときは、所定の手続きにより、学寮を管理する学長に願い出て、その選考を経て許可を受けなければならない。

2 退寮する場合も、所定の手続きを取らなければならない。

第72条 入寮者は寄宿料を納付しなければならない。寄宿料の額は、別に定める額とし、毎月当月分を納めなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納めるものとする。

2 納付した寄宿料は、いかなる事情があっても還付しない。

3 死亡等やむを得ない事情で寄宿料の納付が困難である者に対しては、第1項の規定にかかわらず別に定めるところによりその事情を審査して学長は寄宿料を免除することができる。

第73条 厚生保健施設については、別に定める。

(雑則)

第74条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生及び外国人学生に対しては、別に定めるもののほか、この学則中学生に関する規定を準用する。

第75条 学長は、必要に応じ、所管事項の一部を学部長その他に委任することができる。

第76条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和24年6月1日から実施する。

《一部改正規則附則省略》

19. 静岡大学学位規程

(昭和53年7月19日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定）第39条第2項及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定）第21条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）及び博士とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士（専門職）の学位の授与の要件)

第4条の2 教職修士（専門職）の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、大学院の後期3年の博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。

(学位論文の提出)

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

第7条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長、教育部長又は研究院長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。
(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

第10条 教授会は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。(必要に応じ、最終試験及び学力の確認の双方を行うものとする。以下この条及び第15条において同じ。)ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

- 2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。
- 3 第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻(以下「共同教科開発学専攻」という。)にあっては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、光医工学研究科光医工学共同専攻(以下「光医工学共同専攻」という。)にあっては、第7条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教授及び准教授のうちから4人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授3人以上を含むものとする。
- 6 前2項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又

は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第11条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文の審査が終了した後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第13条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第14条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同教科開発学専攻にあっては1年以内に限り、光医工学研究科及び自然科学系教育部にあっては光医工学研究科及び自然科学系教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査委員の報告)

第15条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

(教授会の議決)

第16条 教授会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決を行うには、教授会構成員（外国出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条 学部教授会が所定の教育課程を修了したと認めたときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条 教授会が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。(必要に応じ、最終試験の成績及び学力の確認の結果の双方を報告するものとする。)

(学位の授与)

第19条 学長は、前2条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第19条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻における論文にあっては、当該共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻を構成する大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科、光医工学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻又は当該光医工学共同専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第23条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和53年7月19日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

20. 静岡大学学部共通細則

(昭和24年12月21日制定)

(入学宣誓)

第1条 学生は、入学式において入学宣誓をするものとする。

(保証人)

第2条 入学に当たっては、宣誓・保証書を提出しなければならない。この場合において、外国人留学生にあっては、保証人を定めることを要しない。

第2条の2 保証人は、常に本学と学生の家庭とを連絡し、教育指導に協力するものとする。

第3条 保証人は、父母又は父母に準ずる者でなければならない。

第4条 保証人が住所を変更し、又は身上に著しい変動があった場合は、速やかにこれを学部長（地域創造学環については地域創造学環長）（以下「学部長等」という。）に届け出なければならない。

(学生の氏名)

第5条 学生は、原則として戸籍上の氏名を使用するものとする。ただし、旧氏名の使用に係る許可を受けた学生は、原則として旧氏名を使用するものとする。

2 旧氏名の使用に関し必要な事項は、別に定める。

3 学生は、氏名に変更があった場合は、速やかに学部長等に届け出なければならない。

(学生証)

第6条 学生は、学生証の交付を受け、登校の際は、必ずこれを携帯しなければならない。

第7条 学生証は、提出前1か月以内に撮影した、無帽の半身像写真1枚を学部長に提出し、その交付を受けるものとする。

第8条 学生証を携帯しないときは、教室、研究室又は図書館に入れないことがある。

第9条 学生証は、本学職員の検閲請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第10条 学生証を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、学部長等に届け出て、再交付を受けなければならない。

第11条 削除

第12条 学生証は、卒業、退学又は除籍等の場合は、直ちにこれを学部長等に返納しなければならない。

(宿所)

第13条 学生は、毎学年の初めに、その宿所を学部長等に届け出なければならない。

2 宿所変更の場合は、その都度、速やかに学部長等に届け出なければならない。

(健康診断)

第14条 学生は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）により健康診断を受けなければならない。

第15条 学部長等は、学生の健康を管理し、必要に応じ治療を命じ、又は登校を停止することができる。

(団体、集会、出版物、宣伝及び掲示)

第16条 学生が団体を組織しようとするときは、団体の規則、会員の名簿を添えて、責任代表者から、学部長等を経て学長に届け出なければならない。

2 団体の規則又は届出事項を変更しようとするときも、また前項に同じ。

第17条 団体が学外団体へ参加しようとするときは、その団体の規則、参加の目的、理由を添えて、責任代表者から、学部長等を経て学長に届け出なければならない。

第18条 第16条及び第17条の規定において2学部以上の学生又は地域創造学環及び他学部の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長等を経て学長に届け出なければならない。

第19条 学生が集会をしようとするときは、集会の責任代表者2人以上の連署をもって、集会の目的、期日、場所、参会者の種類及び人員を記載した書類を、所定の期日までに、学部長等に届け出なければならない。

第20条 学生が雑誌、新聞、小冊子、ビラ、ポスター等を作ったときは、そのものを添えて、速やかに学部長等に届け出なければならない。

第21条 学生が学内に掲示をしようとするときは、そのものを添えて、学部長等に届けた後、指定の場所においてなさなければならない。

第22条 第19条から第21条までの規定において2学部以上の学生又は地域創造学環及び他学部の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長等に届け出なければならない。

第23条 学生の団体、学外団体への参加、集会、出版物、掲示等で、本学の教育目的に添わないところがあると認めた場合は、学長又は学部長等がこれを許可しないことがある。

(施設の利用)

第24条 学生及びその団体は、学長又は学部長等の使用許可を得ないで、本学の施設を任意に使用することはできない。

2 前項の許可は、その使用目的、種別、期間、責任者氏名を記した書類を提出し、その承認を得るものとする。

(補則)

第25条 この細則を実施するために必要な事項は、学部又は地域創造学環でこれを定め

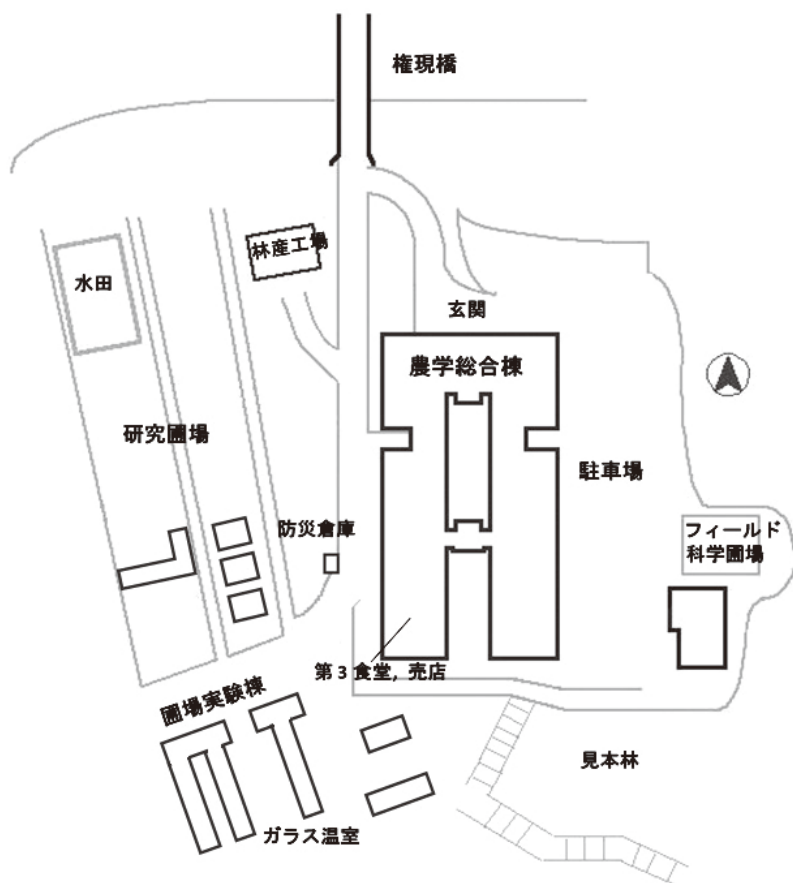
ることができる。

附 則

この細則は、昭和25年9月13日から実施する。

《一部改正細則附則省略》

静岡大学農学部配置図



規 則 別 表

別表第 1（第 5 条関係）

生物資源科学科（ＡＢＰ留学生コースを除く。）

区分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考	
必修	専門科目	数学概論 A	2	講	1		
		数学概論 B	2	講	1		
		物理学概論 A	2	講	1		
		物理学概論 B	2	講	1		
		化学概論 A	2	講	1		
		化学概論 B	2	講	1		
		生物学概論 A	2	講	1		
		生物学概論 B	2	講	1		
		化学実験	1	実	1		
		生物学実験	1	実	1		
		物理学実験	1	実	1		
		農学基礎論	1	講	1		
		生物資源科学基礎論	1	講	1		
		生物資源科学基礎実習	1	実	2		
		プレセミナー	1	演	3		
		研究室ゼミ	1	演	4		
		卒業研究	6	実	4		
	教養科目	教養基礎科目	授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ農学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による。		1～2	9 単位必修	
		教養展開科目			1～3	6 単位必修	
選択	専門科目	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	コースごとの 選択・必修等の別	
						バイオ	環境
		応用生命科学基礎論	1	講	1	選択	選択
		フィールド科学演習Ⅰ	2	演	1	選択	選択
		フィールド科学演習Ⅱ	1	演	1	選択	選択
		AⅠ概論	2	講	1	選択	選択
		AⅠ演習	1	演	1	選択	選択
		農業環境演習Ⅰ	2	演	1	選択	選択
		農業環境演習Ⅱ	3	演	2	選択	選択
		農業環境演習Ⅲ	3	演	3	選択	選択
		分子生物学	2	講	2	選必	選必
		植物生理学	2	講	2	選必	選必
		土壤圏科学	2	講	2	選必	選必
		園芸科学	2	講	2	選必	選必
		作物学	2	講	2	選必	選必
		基礎昆虫学	2	講	2	選必	選必
		基礎生態学	2	講	2	選必	選必
		森林水文学	2	講	2	選必	選必
		生物材料科学概論	2	講	2	選必	選必
		地学実習	1	実	2	選択	選択
		住居計画	2	講	2	選択	選択
		海外フィールドワーク	2	演	2	選択	選択
		応用昆虫学	2	講	2	選必	選択
		雑草学	2	講	2	選必	選択
		植物医科学	2	講	2	選必	選択
		食料経済学	2	講	2	選必	選択
		木質材料学	2	講	2	選必	選択

選	専	生物材料接着学	2	講	2	選必	選択
		園芸風土・文化論	2	講	2	選必	選択
		果樹園芸学	2	講	2	選必	
		野菜園芸学	2	講	2	選必	
		森林生態学	2	講	2	選択	選必
		空間情報科学	2	講	2	選択	選必
		保全生態学	2	講	2	選択	選必
		木材化学	2	講	2	選択	選必
		材料力学	2	講	2	選択	選必
		緑地景観学	2	講	2	選択	選必
		有機化学概論	2	講	2	選択	選必
		木質機能科学	2	講	2	選択	選必
		バイオサイエンス実験Ⅰ	1	実	2	必修	選択
		バイオサイエンス実験Ⅱ	1	実	3	必修	
		農場実習Ⅰ	1	実	2	必修	
		農場実習Ⅱ	1	実	3	必修	
		環境サイエンス実験	1	実	2		必修
		地質学概論	2	講	2	選択	選択
		住環境工学	2	講	2		選択
		植物病理学	2	講	3	選必	
		花卉園芸学	2	講	3	選必	
		収穫後生理学	2	講	3	選必	
		室内環境学	2	講	3	選必	選必
		土壤微生物学	2	講	3	選必	選必
		造林学	2	講	3	選択	選必
		対話の探究	2	講	3	選択	選必
		木質構造学	2	講	3		選必
		山地保全学	2	講	3		選必
		樹木生化学	2	講	3		選必
		木材組織学	1	講	3	選択	選択
		野生植物分類学	1	講	3	選択	選択
		技術者倫理	1	講	3	選択	選択
		応用気象学	1	講	3	選択	選択
		建築生産	1	講	3	選択	選択
		建築法規	1	講	3	選択	選択
		リモートセンシング学	2	講	3	選択	選択
		木材保存学	2	講	3	選択	選択
		ブレ卒業研究	1	実	3	必修	
		中山間地域振興論	2	講	3	選必	選択
		植物育種学	2	講	3	選必	選択
		科学英語	1	演	3	選択	選択
		遺伝子工学	2	講	3	選択	
		遺伝学	2	講	3	選択	
		設計製図	2	講	3	選択	選択
		住環境設計製図演習	3	演	3	選択	選択
		木質科学実験	1	実	3		選必
		農場実習A	1	実	3		選必
		農場実習B	1	実	3		選必
		森林生態管理学実習	1	実	3		選必
		野生植物分類学実習	1	実	3	選択	選必
		測量学実習	2	実	3		選必
		樹木医総合科学実習	1	実	3		選必
		富士・南アルプス生態学実習	1	実	3		選必
		海外留学特別講義A	1	講	1～4	選択	選択

生物資源科学科（ＡＢＰ留学生コース）

区分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考	
必修	専門科目	数学概論 A	2	講	1		
		数学概論 B	2	講	1		
		物理学概論 A	2	講	1		
		物理学概論 B	2	講	1		
		化学概論 A	2	講	1		
		化学概論 B	2	講	1		
		生物学概論 A	2	講	1		
		生物学概論 B	2	講	1		
		化学実験	1	実	1		
		生物学実験	1	実	1		
		物理学実験	1	実	1		
		農学基礎論	1	講	1		
		生物資源科学基礎論	1	講	1		
		生物資源科学基礎実習	1	実	2		
		プレセミナー	1	演	3		
		研究室ゼミ	1	演	4		
		ＡＢＰ卒業研究	3	実	4		
	教養科目	教養基礎科目	授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ 農学部（ＡＢＰ留学生コース）（教養科目）による。		1～2	9 単位必修	
		教養展開科目			1～3	8 単位必修	
		留学生科目			1～3	16単位必修	
選択	専門科目	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	コースごとの選択・必修等の別	
						バイオ	環境
		応用生命科学基礎論	1	講	1	選択	選択
		フィールド科学演習Ⅰ	2	演	1	選択	選択
		フィールド科学演習Ⅱ	1	演	1	選択	選択
		AⅠ概論	2	講	2	選択	選択
		AⅠ演習	1	演	1	選択	選択
		農業環境演習Ⅰ	2	演	1	選択	選択
		農業環境演習Ⅱ	3	演	2	選択	選択
		農業環境演習Ⅲ	3	演	3	選択	選択
		分子生物学	2	講	2	選必	選必
		植物生理学	2	講	2	選必	選必
		土壤圏科学	2	講	2	選必	選必
		園芸科学	2	講	2	選必	選必
		作物学	2	講	2	選必	選必
		基礎昆虫学	2	講	2	選必	選必
		基礎生態学	2	講	2	選必	選必
		森林水文学	2	講	2	選必	選必
		生物材料科学概論	2	講	2	選必	選必
		地学実習	1	実	2	選択	選択
		住居計画	2	講	2	選択	選択
		海外フィールドワーク	2	演	2	選択	選択
		応用昆虫学	2	講	2	選必	選択
		雑草学	2	講	2	選必	選択
		植物医科学	2	講	2	選必	選択
		食料経済学	2	講	2	選必	選択
		木質材料学	2	講	2	選必	選択
		生物材料接着学	2	講	2	選必	選択
		園芸風土・文化論	2	講	2	選必	選択

選 択 目	専 門 科	果樹園芸学	2	講	2	選必	
		野菜園芸学	2	講	2	選必	
		森林生態学	2	講	2	選択	選必
		空間情報科学	2	講	2	選択	選必
		保全生態学	2	講	2	選択	選必
		木材化学	2	講	2	選択	選必
		材料力学	2	講	2	選択	選必
		緑地景観学	2	講	2	選択	選必
		有機化学概論	2	講	2	選択	選必
		木質機能科学	2	講	2	選択	選必
		バイオサイエンス実験Ⅰ	1	実	2	必修	選択
		バイオサイエンス実験Ⅱ	1	実	3	必修	
		農場実習Ⅰ	1	実	2	必修	
		農場実習Ⅱ	1	実	3	必修	
		環境サイエンス実験	1	実	2		必修
		地質学概論	2	講	2	選択	選択
		住環境工学	2	講	2		選択
		植物病理学	2	講	3	選必	
		花卉園芸学	2	講	3	選必	
		収穫後生理学	2	講	3	選必	
		室内環境学	2	講	3	選必	選必
		土壤微生物学	2	講	3	選必	選必
		造林学	2	講	3	選択	選必
		対話の探究	2	講	3	選択	選必
		木質構造学	2	講	3	選必	
		山地保全学	2	講	3		選必
		樹木生化学	2	講	3		選必
		木材組織学	1	講	3	選択	選択
		野生植物分類学	1	講	3	選択	選択
		技術者倫理	1	講	3	選択	選択
		応用気象学	1	講	3	選択	選択
		建築生産	1	講	3	選択	選択
		建築法規	1	講	3	選択	選択
		リモートセンシング学	2	講	3	選択	選択
		木材保存学	2	講	3	選択	選択
		ブレ卒業研究	1	実	3	必修	
		中山間地域振興論	2	講	3	選必	選択
		植物育種学	2	講	3	選必	選択
		科学英語	1	演	3	選択	選択
		遺伝子工学	2	講	3	選択	
		遺伝学	2	講	3	選択	
		設計製図	2	講	3	選択	選択
		住環境設計製図演習	3	演	3	選択	選択
		木質科学実験	1	実	3		選必
		農場実習A	1	実	3		選必
		農場実習B	1	実	3		選必
		森林生態管理学実習	1	実	3		選必
		野生植物分類学実習	1	実	3	選択	選必
		測量学実習	2	実	3		選必
		樹木医総合科学実習	1	実	3		選必
		富士・南アルプス生態学実習	1	実	3		選必
		海外留学特別講義A	1	講	1～4	選択	選択
		海外留学特別講義B	1	講	1～4	選択	選択
		職業指導	4	講	1	選択	選択

選 択 目	専 門 科 目	(中等) 教職入門	2	演	1		
		特別の支援を必要とする子どもの理解	1	講	2～3		
		教育課程論	1	講	3		
		教育方法論	1	講	3		
		教育と I C T 活用	1	講	3		
		総合的な学習の指導法・特別活動論	2	講	3		
		生徒指導・進路指導	2	講	3		
		教育相談	2	講	3		
		(中等) 理科教育法Ⅲ	2	講	2～3		
		(中等) 理科教育法Ⅳ	2	講	2～3		
		農業科教育法Ⅰ	2	講	2～3		
		農業科教育法Ⅱ	2	講	2～3		
		教育実習事前・事後指導	1	演	3～4		
		教職実践演習（中・高）	2	演	4		
教 養 科 目	教養基礎科目		授業科目名及び単位数は静岡大学全 学教育科目規程別表Ⅰ 農学部（ABP 留学生コース）（教養科目）による。		1～4	6 単位	
	教養展開科目				1～3		
自由科目	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、及び教養科目で必要単位数を 超えた単位数						7 単位
合計（卒業単位数）				124単位以上			

② 講義・演習等の別欄の「講」は講義、「演」は演習、「実」は実験又は実習をそれぞれ表す。

② コースごとの選択・必修の別欄の「バイオ」はバイオサイエンスコース、「環境」は環境サイエンスコースを表す。

応用生命科学科（ＡＢＰ留学生コースを除く。）

区分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考
必修	専門科目	数学概論	2	講	1	
		統計学	2	講	1	
		物理学概論	1	講	1	
		化学概論	1	講	1	
		物理化学 1 A	1	講	1	
		物理化学 2 A	1	講	1	
		物理化学 1 B	2	講	1	
		物理化学 2 B	2	講	1	
		生物学概論 A	2	講	1	
		生物学概論 B	2	講	1	
		生物学実験	1	実	1	
		化学実験	1	実	1	
		農学基礎論	1	講	1	
		応用生命科学基礎論	1	講	1	
		基礎微生物学	2	講	1	
		分析化学 1	2	講	2	
		有機化学	2	講	2	
		生化学 A	2	講	2	
		生化学 B	2	講	2	
		細胞生物学	2	講	2	
		分子生物学	2	講	2	
		科学論文読解 1	2	演	3	
		科学論文読解 2	1	演	3	
		応用生命科学実験 1	2	実	2	
		応用生命科学実験 2	2	実	2	
		応用生命科学実験 3	2	実	3	
		卒業研究	6	実	4	
	教養科目	教養基礎科目	授業科目名及び単位数は静岡大学全学 教育科目規程別表Ⅰ農学部（ABP留学生 コースを除く。）（教養科目）による。		1～2	9 単位必修
		教養展開科目			1～3	6 単位必修
選択	専門科目	生物資源科学基礎論	1	講	1	
		フィールド科学演習Ⅰ	2	演	1	
		フィールド科学演習Ⅱ	1	演	1	
		AⅠ概論	2	講	1	
		AⅠ演習	1	演	1	
		分析化学 2	2	講	2	
		生物有機化学	2	講	2	
		遺伝子工学	2	講	2	
		植物生理学	2	講	2	
		動物生理学	2	講	2	
		遺伝学	2	講	2	
		動物機能学	2	講	2	
		応用微生物学	2	講	2	
		分子細胞生物学	2	講	3	
		栄養化学	2	講	3	
		分子生物工学	2	講	3	
		植物栄養学	2	講	3	
		動物生命科学	2	講	3	
択	目	食品衛生学	2	講	3	
		環境衛生学	1	講	3	

選 専 門 科 目 扱	食品保存学 環境微生物学 生物物理学 生命情報学 食品機能化学 食品製造化学 生命機能解析演習 応用生命科学実地演習 農業環境演習Ⅰ 農業環境演習Ⅱ 農業環境演習Ⅲ 地質学概論 土壌圏科学 応用気象学 先端フィールド科学演習 海外フィールドワーク 海外留学特別講義A 海外留学特別講義B (中等)教職入門 特別の支援を必要とする子どもの理解 教育課程論 教育方法論 教育とICT活用 総合的な学習の指導法・特別活動論 生徒指導・進路指導 教育相談 (中等)理科教育法Ⅲ (中等)理科教育法Ⅳ 教育実習事前・事後指導 教職実践演習(中・高)	1	講	3	
		2	講	3	
		2	講	3	
		2	講	3	
		2	講	3	
		2	講	3	
		1	演	3	
		1	演	3	
		2	演	1	
		3	演	2	
		3	演	3	
		2	講	2	
		2	講	2	
		1	講	3	
		1	演	2	
		2	演	2	
		1	講	1～4	
		1	講	1～4	
		2	演	1	
		1	講	2～3	
		1	講	3	
		1	講	3	
		1	講	3	
		2	講	3	
	2	講	3		
	2	講	3		
	2	講	3		
	2	講	3		
	2	講	3		
	2	講	3		
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2	講	3			
2					

(注) 講義・演習等の別欄の「講」は講義、「演」は演習、「実」は実験又は実習をそれぞれ表す。

応用生命科学科（ＡＢＰ留学生コース）

区分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考
必修	専 門 科 目	数学概論	2	講	1	
		統計学	2	講	1	
		物理学概論	1	講	1	
		化学概論	1	講	1	
		物理化学 1 A	1	講	1	
		物理化学 2 A	1	講	1	
		物理化学 1 B	2	講	1	
		物理化学 2 B	2	講	1	
		生物学概論 A	2	講	1	
		生物学概論 B	2	講	1	
		生物学実験	1	実	1	
		化学実験	1	実	1	
		農学基礎論	1	講	1	
		応用生命科学基礎論	1	講	1	
		基礎微生物学	2	講	1	
		分析化学 1	2	講	2	
		有機化学	2	講	2	
		生化学 A	2	講	2	
		生化学 B	2	講	2	
		細胞生物学	2	講	2	
		分子生物学	2	講	2	
		科学論文読解 1	2	演	3	
		科学論文読解 2	1	演	3	
		応用生命科学実験 1	2	実	2	
		応用生命科学実験 2	2	実	2	
		応用生命科学実験 3	2	実	3	
		ＡＢＰ卒業研究	3	実	4	
	教養科目	教養基礎科目	授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ農学部（ＡＢＰ留学生コース）（教養科目）による。		1～2	9単位必修
		教養展開科目			1～3	8単位必修
		留学生科目			1～3	16単位必修
選択	専 門 科 目	生物資源科学基礎論	1	講	1	
		フィールド科学演習Ⅰ	2	演	1	
		フィールド科学演習Ⅱ	2	演	1	
		AⅠ概論	2	講	1	
		AⅠ演習	1	演	1	
		分析化学 2	2	講	2	
		生物有機化学	2	講	2	
		遺伝子工学	2	講	2	
		植物生理学	2	講	2	
		動物生理学	2	講	2	
		遺伝学	2	講	2	
		動物機能学	2	講	2	
		応用微生物学	2	講	2	
		分子細胞生物学	2	講	3	
		栄養化学	2	講	3	
		分子生物工学	2	講	3	
		植物栄養学	2	講	3	
		動物生命科学	2	講	3	
択	目	食品衛生学	2	講	3	
		環境衛生学	1	講	3	

選 専 門 科 目 扱	専 門 科 目	食品保存学	1	講	3	
		環境微生物学	2	講	3	
		生物物理学	2	講	3	
		生命情報学	2	講	3	
		食品機能化学	2	講	3	
		食品製造化学	2	講	3	
		生命機能解析演習	1	演	3	
		応用生命科学実地演習	1	演	3	
		農業環境演習Ⅰ	2	演	1	
		農業環境演習Ⅱ	3	演	2	
		農業環境演習Ⅲ	3	演	3	
		地質学概論	2	講	2	
		土壌圏科学	2	講	2	
		応用気象学	1	講	3	
		先端フィールド科学演習	1	演	2	
		海外フィールドワーク	2	演	2	
		海外留学特別講義A	1	講	1～4	
		海外留学特別講義B	1	講	1～4	
		(中等)教職入門	2	演	1	
		特別の支援を必要とする子どもの理解	1	講	2～3	
		教育課程論	1	講	3	
		教育方法論	1	講	3	
		教育とICT活用	1	講	3	
		総合的な学習の指導法・特別活動論	2	講	3	
		生徒指導・進路指導	2	講	3	
		教育相談	2	講	3	
		(中等)理科教育法Ⅲ	2	講	2～3	
		(中等)理科教育法Ⅳ	2	講	2～3	
		教育実習事前・事後指導	1	演	3～4	
		教職実践演習(中・高)	2	演	4	
教養科目	教養基礎科目		授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ農学部(ABP留学生コース)(教養科目)による。		1～4	6単位
	教養展開科目				1～3	
自由科目	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、及び教養科目で必要単位数を超えた単位数					5単位
合計(卒業単位数)				124単位以上		

(注) 講義・演習等の別欄の「講」は講義、「演」は演習、「実」は実験又は実習をそれぞれ表す。

別表第2（第12条関係）

卒業所要単位数（ＡＢＰ留学生コースを除く。）

卒業所要単位数				
区 分		生物資源科学科		応用生命科学科
		バイオサイエンス	環境サイエンス	
必修	専門科目	35	31	49
	教養科目	15	15	15
選択	専門科目	46	50	35
	教養科目	13	13	13
自由科目		15	15	12
卒業所要単位数		124	124	124

(注) 生物資源科学科の学生は、「分子生物学」、「植物生理学」、「土壌圏科学」、「園芸科学」、「作物学」、「基礎昆虫学」、「基礎生態学」、「森林水文学」、「生物材料科学概論」の9科目から6科目（12単位）以上を修得していること。

上記の定める単位数を修得するとともに、以下のコースごとに定める修了要件に従って単位を修得しなければならない。

【バイオサイエンスコース】

コース選択必修科目から20単位を修得していること。

【環境サイエンスコース】

- ① コース選択必修科目から24単位を修得していること。
- ② 「木質科学実験」、「農場実習A」、「農場実習B」、「森林生態管理学実習」、「野生植物分類学実習」、「測量学実習」、「樹木匠総合科学実習」、「富士・南アルプス生態実習」の8科目から2科目以上を修得していること。

卒業所要単位数（ＡＢＰ留学生コース）

卒 業 所 要 単 位 数					
区 分		学科等	生物資源科学科		応用生命科学科
			バイオサイエンス	環境サイエンス	
必修	専 門 科 目		32	28	46
	教 養 科 目		33	33	33
選択	専 門 科 目		46	50	34
	教 養 科 目		6	6	6
自 由 科 目			7	7	5
卒 業 所 要 単 位 数			124	124	124

(注) 生物資源科学科の学生は、「分子生物学」、「植物生理学」、「土壌圏科学」、「園芸科学」、「作物学」、「基礎昆虫学」、「基礎生態学」、「森林水文学」、「生物材料科学概論」の9科目から6科目（12単位）以上を修得していること。

上記の定める単位数を修得するとともに、以下のコースごとに定める修了要件に従って単位を修得しなければならない。

【バイオサイエンスコース】

コース選択必修科目から20単位を修得していること。

【環境サイエンスコース】

- ① コース選択必修科目から24単位を修得していること。
- ② 「木質科学実験」、「農場実習A」、「農場実習B」、「森林生態管理学実習」、「野生植物分類学実習」、「測量学実習」、「樹木医総合科学実習」、「富士・南アルプス生態学実習」の8科目から2科目以上を修得していること。

〒422-8529 静岡市駿河区大谷836

静岡大学農学部

〈054〉 238-4815、4816、4880

掲示について

学生生活はメールと掲示を見ることから始まる

大学が学生に対して行う一切の告示・通知等は、学務情報システムから送信されるメールと、共通教育棟と農学総合棟の掲示板への文書掲示により行われる。次々に新しいメールが送信され、また掲示が出されるので、午前・午後それぞれ一度は必ず見るように心がけること。メールや掲示を見なかったため重大な結果になっても本学部及び本研究科では一切責任を負わないので注意されたい。

農 学 部 長
総合科学技術研究科長